

【翻訳】

章学誠『校讎通義』訳注（四）

卷二 「鄭樵誤校漢志第十一」「焦竑誤校漢志第十二」

文教大学目録学研究会 訳

（向嶋成美・坂口三樹・樋口泰裕・渡邊 大・  
宇賀神秀一・王 連旺・小田健太・加藤文彬）

本稿は、章学誠『校讎通義』の訳注である。今号では、卷二の「鄭樵誤校漢志第十一」「焦竑誤校漢志第十二」を訳出する。担当は、「鄭樵誤校漢志第十一」が小田、「焦竑誤校漢志第十二」が加藤である。前号に引き続き、底本には、葉瑛『文史通義校注』（中華書局、一九八五年）を用い、あわせて、嘉業堂本、劉公純標本の『文史通義』（古籍出版社、一九五六年、中華書局新一版、一九六一年）、葉長清『文史通義注』（無錫国学專修学校叢書、一九三五年）、王重民『校讎通義通解』（上海古籍出版社、一九八七年、傅傑導読、田映曦注本、上海古籍出版社、二〇〇九年）、劉兆祐『校讎通義今註今訳』（台湾学生書局、二〇一二年）などを参照した。

キーワード：校讎通義 章学誠 鄭樵 焦竑 漢書芸文志

鄭樵誤校漢志第十一

【原文】

鄭樵譏班固敘列儒家、混入『太玄』『法言』『樂箴』三書爲一、總謂揚雄所敘三十八篇、謂其胸無倫類〔注二〕、是樵之論篤矣。至謂「『太玄』當歸易類、『法言』當歸諸子」、其說良是。然班固自注、「『太玄』十九、『法言』十三、『樂』四、『箴』二」。是「樂」與「箴」、本二書也〔注三〕。樵誤以爲一書。又謂、「『樂箴』當歸雜家」。是樵直未識其爲何物、而強爲之歸類矣〔注三〕。以此譏正班固、所謂楚失而齊亦未爲得也〔注四〕。按「樂」四未詳〔注五〕。「箴」則官箴是也〔注六〕。在後人宜入職官〔注七〕。而『漢志』無其門類、則附官禮〔注八〕之後可矣。  
右十一之一〔注九〕

【訓読文】

鄭樵は班固の儒家を叙列するに、『太玄』『法言』『樂箴』の三書を混入して一と爲し、総て揚雄所叙の三十八篇と謂うを譏り、其の胸に倫類無しと謂うは、是れ樵の論の篤きなり。「『太玄』は当に易類に帰すべ

く、『法言』は当に諸子に帰すべし」と謂うに至つては、其の説は良まことに是なり。然るに班固の自注に、「『太玄』十九、『法言』十三、『樂』四、『箴』二」と。是れ「樂」と「箴」とは、本二書なり。樵誤つて以て一書と爲す。又謂う、「『樂箴』は当に雜家に帰すべし」と。是れ樵直未だ其の何物爲るかを識らずして、強いて爲すところの帰類なり。此れを以て班固を譏正するは、所謂楚失して齊も亦た未だ得るを爲さざるなり。按ずるに「樂」四は未だ詳らかならず。「箴」は則ち官箴是れなり。後人に在つては宜しく職官に入るべし。而るに『漢志』に其の門類無し、則ち官礼の後に附す可なり。  
右十一の一

【現代語訳】

鄭樵は、班固が儒家類を序列するに際して、『太玄』『法言』『樂箴』の三書を混入して一種とし、それらをすべてまとめて揚雄所叙が三十八篇だと言っていることを批判しており、また、（班固に）物事を分類する条理が備わっていないと言うのは、鄭樵の説の確かさ

を示している。「太玄」は易類に、「法言」は諸子略（の別の篇目）に分類すべきだ」と言っている説はまことに正しい。しかし班固の自注には、「太玄」十九、「法言」十三、「楽」四、「箴」一二とある。このように、「楽箴」は、もともと二種の書物であった。鄭樵は誤ってこれを一種としている。（鄭樵は）また、「楽箴」は雑家に分類すべきだ」と言っている。これは鄭樵が、「楽」や「箴」の内容や性質を知らないまま、無理に行った分類である。このような説によって班固を糾弾するのは、いわゆる楚に過失があつて斉もまた要領を得ないというようなものである。考えてみるに、「楽」四の詳細はわからない。「箴」とはすなわち官箴のことである。後世にあつては職官に分類すべきものである。しかし、「漢書」藝文志には職官類がないため、礼類の官吏に関するところに付加するのがよからう。

以上十一の一

【訳注】

一 『通志』卷七十一・校讎略・「編次不明論」に次のようにある。「班固藝文志、出於『七略』者也。『七略』雖疏而不

濫、若班氏步步趨不離『七略』、未見其失也。問有『七略』所無而班氏雜出者、則躐矣。揚雄所作之書、劉氏蓋未收、而班氏始出。若之何以『太玄』(玄)、『法言』、『樂箴』三書合爲一總。謂之揚雄所序三十八篇入於儒家類。按儒者舊有五十二種。固新出一種、則揚雄之三書也。且『太玄』(玄)易類也。『法言』諸子也。『樂箴』雜家也。奈何合而爲一家。是知班固胸中元無倫類(班固の藝文志は、『七略』に出づる者なり。『七略』は疎なると雖も濫れず、班氏の歩趨趨として『七略』を離れざるが若きは、未だ其の失を見ざるなり。問ま『七略』に無き所にして班氏の雜出する者有るは、則ち躐なり。揚雄作る所の書、劉氏蓋し未だ収めずして、班氏始めて出だす。之くの若くして何ぞ『太玄』、『法言』、『樂箴』の三書を以て合せて一總と為さんや。之を謂いて揚雄所序三十八篇は儒家類に入ると。按ずるに儒は旧五十二種有り。固の新たに一種を出だすは、則ち揚雄の三書なり。且つ『太玄』は易類なり。『法言』は諸子なり。『樂箴』は雑家なり。奈何ぞ合して一家と為さんや。是れ班固の胸中に元より倫類無きを知るなり)。

こうした鄭樵の発言に対して姚振宗『漢書藝文志条理』「叙録」は、次のように言う。

「班氏此一條、注明云『樂』四『箴』二。宋時傳本不應有異、乃以四書爲三書、以『樂』『箴』爲一書、又以爲雜家。「揚雄本傳」云、「箴莫善於『虞箴』、作『州箴』」。宋『中興書目』尚有揚雄『二十四箴』。觀乎此、亦可以悟『樂』『箴』非一書矣。儒家舊止有五十一家、亦五十二家、即此數語之中、其謬誤已如此。尚欲詆呵古人乎(班氏の此の一條は、注に明らかに『樂』四『箴』二と云う。宋時の伝本は応に異なるべからず、乃ち四書を以て三書と爲し、『樂』『箴』を以て一書と爲し、又以て雜家と爲す。「揚雄本傳」(『漢書』卷八十七)に云う、『箴』は『虞箴』より善なるは莫く、『州箴』を作す」と。宋『中興書目』に尚揚雄の『二十四箴』有り。此れを觀るに、亦た以て『樂』『箴』の一書に非ざるを悟るべし。儒家は旧止五十一家有りて、亦た五十二家は、即ち此の數語の中に、其の謬誤あること已に此くの如し。尚古人を詆呵せんと欲するか)。

なお、『漢志』儒家類は五十二家を著録した上で、末尾において「儒五十三家」と言う。引用した右の一節において、「五十一家」「五十二家」と述べているのは、それぞれ姚振宗の誤りであろう。

二 章学誠の述べるとおり、『漢志』諸子略・儒家類に「揚

雄所序」三十八篇」が著録されており、班固の自注に、「太玄」十九、『法言』十三、『樂』四、『箴』二」とある。このことから、『樂』と『箴』とは別書であることがわかる。

三 『樂箴』は、例えば『隋志』には著録されていない。『樂』と『箴』を合わせて一書とみなしているにも関わらず、鄭樵が『樂箴』を實現していなかったことの証左となろう。

四 司馬相如「上林賦」(『文選』卷八)の冒頭に次のようにある。「亡是公听然而笑曰、楚則失矣。而齊亦未爲得也。夫使諸侯納貢者、非爲財幣、所以述職也。封疆畫界者、非爲守禦、所以禁淫也。今齊列爲東藩。而外私肅慎、捐國踰限、越海而田。其於義固未可也(亡是公 听然として笑つて曰く、楚は則ち失せり。而も齊も亦た未だ得たりと爲さざるなり。夫れ諸侯をして納貢せしむるは、財幣の爲に非ず、職を述ぶる所以なり。疆を封じ界を画るは、守禦の爲に非ず、淫を禁ずる所以なり。今齊は列して東藩と爲る。而も外肅慎に私し、國を捐て限を踰え、海を越えて田す。其れ義に於けるや固に未だ可ならざるなり)。「楚失して齊も亦た未だ得るを爲さざるなり」とは、両者がともに誤りを犯していることを言う。

五 王重民『校讎通義通解』(上海古籍出版社、一九八七)は、

王業『校讎通義節駁』を引いた上で、「樂」四篇入樂類」という記述には根拠がないことを指摘し、「不如章學誠所說的」「樂」四、未詳、較妥當」というように、章学誠の判断の妥当性を強調する。

六 『春秋左氏伝』襄公四年に、「昔周辛甲之爲太史也、命百官、官箴王闕（昔周の辛甲の太史爲るや、百官に命じて、官）とに王の闕けたるを箴めしむ」とある。これに拠れば、「官箴」とは官吏による諫言のこと。

七 職官類は、例えば『隋志』などに見える。

八 『漢志』六藝略・礼類に、「周官經 六篇」や「周官傳 四篇」が収録されていることなどを指すか。「周官經」六篇の顔師古注には、「即今之周官禮也。亡其冬官、以考工記充之（即ち今の周官礼なり。其の冬官を亡い、考工記を以て之に充つ）」と見えている。

九 『文史通義校注』は本文としては収録せず、注記するにとどまるが、『章氏遺書』にはこの後に次に引く一節が続いている。

「鄭樵云、『漢志』於醫術類、有經方、有醫經。道術類、有房中、有神仙。亦自微有分別。因讖後人更不本此」。今按『漢志』方技略、醫經第一・經方第二・房中第三・神仙第四、

未嘗別有所謂道術類「原注：止有道家」。且以房中・神仙屬之也。如謂今本編次失敘、則敘例明云、「序方技爲四種」。不知樵因何所見而爲此說也「原注：若云一類之中、節次相承、則文法猶欠明晰」（鄭樵は云う、「漢志」は医術類に、經方有り、医經有り。道術類に、房中有り、神仙有り。亦た自ら微かに分別有り。因りて後人の更に此に本づかざるを識る」と。今案するに『漢志』方技略、医經第一・經方第二・房中第三・神仙第四に、未だ嘗て別に所謂道術類有らず「原注：止道家有るのみ」。且つ房中・神仙を以て之に属せしむるなり。如し今本の編次 叙を失すると謂わば、則ち叙例に明らかに云う、「方技を序して四種と爲す」と。樵何の見る所に因りて此の説を爲すかを知らざるなり「原注：若し一類の中に、節次相承くと云わば、則ち文法 猶明晰を欠く」。なお、『文史通義校注』の注記は、「因讖後人」を「因讖後人」に作るが（『章氏遺書』も「讖」を「讖」に作る）、文意が取りにくいいため、「校讎通義通解」に、「又、靈鶴閣叢書本『文史通義補編』有此條、「因讖後人」、「讖」作「讖」、……、按這一章内之一・之三・之四條内都称「鄭樵讖班固」、或「讖『漢志』」、則原文應亦作「讖」と指摘されているのに従い、『文史通義補編』（叢書集成初編）によって改めた。

鄭樵の発言は、『通志』卷七十一・校讎略・「編次不明論」に見える。『校讎通義』には文字の異同や省略されている部分もあるため、改めて全文を引くと以下のようになる。「『漢志』於醫術類、有經方、有醫經。於道術類、有房中、有神仙。亦自微有分別。奈何後之人更不本此、同爲醫方同爲道家者乎。足見後人之苟且也(『漢志』は医術類に、經方有り、医經有り。道術類に、房中有り、神仙有り。亦た自ら微かに分別有り。奈何ぞ後の人は更に此に本づかず、同じく医方と爲し同じく道家と爲す者か。後人の苟且こうしよを見るに足るなり)」。

また、『漢志』方技略・総叙には、「方技者、皆生生之具、王官之一守也。太古有岐伯・俞拊。中世有扁鵲・秦和。蓋論病以及國、原診以知政。漢興有倉公。今其技術曖昧。故論其書、以序方技爲四種(方技は、皆な生生の具にして、王官の一守なり。太古に岐伯・俞拊ゆふ有り。中世に扁鵲・秦和有り。蓋し病を論じて以て國に及び、診に原もといて以て政を知る。漢興つて倉公有り。今其の技術曖昧あいまいなり。故に其の書を論じて、以て方技を序して四種と爲す)」とある。

【原文】

鄭樵議『漢志』以『司馬法』入禮經、以『太公兵法』

入道家、疑謂非任宏・劉歆所收、班固妄竄入也〔注二〕。鄭樵深惡班固、故爲是不近人情之論。凡意有不可者、不爲推尋本末。有意增刪・遷就、強坐班氏之過。此獄吏鍛鍊之法〔注二〕。亦如以『漢志書』〔注三〕爲班彪・曹昭所終始、而「古今人表」一則謂固所自爲者惟此〔注四〕。蓋心不平者、不可與論古也。按『司馬法』百五十五篇、今所存者、非故物矣。班固自注、「出之兵權謀中、而入於禮」〔注五〕。樵固無庸存疑似之說也。第班「志」敘錄、稱『軍禮司馬法』、鄭樵刪去「軍禮」二字、謂其入禮之非。不知『司馬法』乃周官職掌。如考工之記、本非官禮、亦以司空職掌、附著『周官』〔注六〕。此等敘錄、最爲知本之學。班氏他處未能如是、而獨於此處能具別裁〔注七〕。樵顧深以爲譏、此何說也。第班氏入於禮經、似也。其出於兵家、不復著錄、未盡善也。當用劉向互見之例、庶幾禮家不爲空衍儀文、而兵家又見先王之制。乃兩全之道耳。『太公』二百三十七篇、亦與今本不同。班氏僅稱『太公』、竝無兵法二字、而鄭樵又增益之、謂其入於道家之非。不觀班固自注、「尚父本有道者」〔注八〕。又於兵權謀下注云、「省『伊尹』『太公』諸家」〔注九〕。則劉氏『七略』、本屬兩載、而班固不

過爲之刪省重複而已。非故出於兵、而強收於道也。「原注」注省者、劉氏本有、而班省去也。注出入者、劉錄於此、而班錄於彼也<sup>〔注一〇〕</sup>。如「司馬法」、劉氏不載於禮而班氏入之。則於禮經之下注云、「入『司馬法』」。今道家不注入字、而兵家乃注省字、是劉「略」既載於道、又載於兵之明徵。非班擅改也。且兵刑權術、皆本於道、先儒論之備矣<sup>〔注一一〕</sup>。劉「略」重複・互載、猶司馬遷「老莊申韓列傳」意也<sup>〔注一二〕</sup>。「原注」發明學術源流之意。況二百三十七篇之書、今既不可得見。鄭樵何所見聞而增刪題目。以謂止有兵法、更無關於道家之學術耶。

右十一之一

【訓読文】

鄭樵は『漢志』の『司馬法』を以て礼経に入れ、『太公兵法』を以て道家に入るを譏り、疑いて任宏・劉歆の収むる所に非ずして、班固妄りに竄入するかと謂うなり。鄭樵は深く班固を惡み、故に是れ人情に近からざるの論を為す。凡そ意に不可なる者有らば、本末を推尋するを為さず。意有りて増刪・遷就すれども、強いて班氏の過ちに坐す。此れ獄吏の鍛鍊の法なり。

亦た『漢志書』を以て班彪・曹昭の終始する所と爲して、「古今人表」は則ち固の自ら爲す所は惟此れのみと謂うが如し。蓋し心の不平なる者は、与に古を論ずべからざるなり。按ずるに『司馬法』百五十五篇、今存する所の者は、故物に非ざるなり。班固の自注に、「之を兵權謀中より出だして、礼に入る」と。樵固より疑似を存するの説を庸うる無きなり。第班の「志」の叙録、「軍礼司馬法」と称するも、鄭樵刪りて「軍礼」の二字を去り、其の礼に入るの非を謂う。『司馬法』は乃ち周官の職掌なるを知らず。考工の記は、本より官礼に非ざるも、亦た司空の職掌を以て、『周官』に附著するが如し。此れ等の叙録は、最も本を知るの学爲り。班氏の他処は未だ是くの如くする能わずして、独り此処に於いて能く別裁を具う。樵顧つて深くして以て譏りを為さば、此れ何をか説かんとや。第班氏の礼経に入るは、似るなり。其の兵家より出だし、復た著録せざるは、未だ善を尽くさざるなり。当に劉向の互見の例を用いて、庶幾わくは礼家は空衍の儀文爲らずして、兵家は又先王の制を見すべし。乃ち兩つながら全きの道なるのみ。『太公』二百三十七篇も、亦た今

本と同じからず。班氏は僅かに『太公』を称するに、並びに兵法の二字無きも、鄭樵又之を増益し、其の道家に入るの非を謂う。班固の自注の、「尚父は本有道の者」を觀みず。又兵權謀の下の注に云う、『伊尹』『太公』の諸家を省く」と。則ち劉氏の『七略』は、本兩つながら載するに属すも、班固は之が為に刪りて重複を省くに過ぎざるのみ。故に兵しよくより出だして、強いて道に収むるに非ざるなり「原注・注の省とは、劉氏に本有りて、班の省き去るなり。注の出入とは、劉は此に録して、班は彼に録するなり。『司馬法』の、劉氏は礼に載せずして班氏は之に入るが如し。則ち礼經の下の注に云う、『司馬法』を入れる」と。今道家は入の字を注せずして、兵家は乃ち省の字を注す、是れ劉『略』既に道に載せ、又兵に載するの明徴なり。班の擅改するに非ざるなり」。且つ兵刑権術は、皆な道に本づく、先儒之を論ずること備われり。劉『略』の重複・互載するは、猶司馬遷の「老莊申韓列伝」の意のごときなり「原注・學術の源流を發明するの意なり」。況や二百三十七篇の書は、今既に見るを得べからず。鄭樵は何の見聞する所にして題目を増刪するや。以謂おも

らく止兵法有りて、更に道家の學術に関わり無きや。

右十一の一

【現代語訳】

鄭樵は、『漢書』藝文志が『司馬法』を礼經に分類し、『太公兵法』を道家に分類しているのを批判している。これらは任宏・劉歆が収録したのではなく、班固がみだりに混入したのであろうと疑義を呈している。鄭樵は班固をひどく憎らしく思っているため、人情とはほど遠い（過酷な）論を展開しているのだ。おしなべて自分の意に沿わないところがあれば、学問の道理を推測しようとしめない。意図するところがあつて書物の増減の調整をしても、あえて班固の過失として罪に陥れている。これは獄吏が巧みに罪をつくりあげて相手を陥れるような方法である。『漢書』を整理したのは班彪と曹昭であつて、班固自ら整理したのは『古今人表』のみであると言っているようなものである。内心に不平を抱えている者とは、古の書物について論ずることはできない。考えてみるに、現存する『司馬法』百五十五篇は、もともとの体裁を保っている書物

ではない。班固の自注に、「この書を兵権謀類より取り出して礼類に入れる」と言う。鄭樵はもとより疑義を呈しておくという説明の仕方を用いなかった。ただ、班固の『漢書』藝文志の叙録においては、『軍礼司馬法』と称されているが、鄭樵は「軍礼」の二字を削除して、礼類に分類することの誤りを指摘している。『司馬法』が周官の職掌であることを知らないのである。考工の記はもともと官吏の礼を記した書物ではなかったのだが、司空の職掌について言及していたために『周官』に取り入れられたようなものである。これらの叙録は、よく根本をわきまえた学問となっていない。班固は他所においてはこのようにはできていないが、ただここではよく別裁が備わっている。それなのに鄭樵が反対に深く非難しているのだとすれば、どうしてもこのように説くのであろうか。班固が礼類に著録したのは、あるべき姿に最も似ていよう。だが、兵権謀類から取り出して、重ねて著録しなかったのは、最善を尽くしたとは言えない。劉向の互著の方法を用いて、願わくは礼家を中身のないただの形式的な文章とはせず、兵家は先王の制度を表すようにすべきである。そ

うすれば両方の篇目にとつて完全な著録となる。『太公』二百三十七篇もまた現在の書とは異なる。班固は『太公』と称するのみで、兵法の二字はないが、鄭樵はそれを増した上で、道家に著録したことを非難している。班固の自注に、「尚父（太公望）はもともと有道の者であった」とあるのを見ていないのである。また、兵権謀類における注には、『伊尹』『太公』の諸家を省く」とある。つまり劉氏の『七略』は両方の篇目に著録していたが、班固は重複を省くために削ったに過ぎないのである。恣意的に兵権謀類から取り出して、強いて道家類に著録したわけではない。「原注・注に「省」というのは、もともと劉氏の書には著録されていて、班固が省いたという意味である。また、注に「出入」というのは、劉氏の著録を班固が別の場所に移動したという意味である。劉氏が『司馬法』を礼類に載せず、反対に班固はそうしようなののである。礼類の注には、『司馬法』を著録する」とある。『太公』について言えば、道家類には「入」の字を注せず、兵権謀類には「省」の字を注している。これは、『七略』が道家と兵家の両方に著録していたことを明示してい

る。班固がみだりに改変したというわけではない。さらに、兵刑権術は、みな道家思想に基づいていて、それは先儒の論に詳しい。『七略』が重複して互載するのは、司馬遷が「老莊申韓列伝」で述べたことのようなものである。「原注・學術の源流を解き明かすという意味である」。ましてや（『太公』）二百三十七篇の書は、現在では見ることができない。鄭樵は何を根拠として「兵法」の二字を増したのであろうか。思うに、ただ兵法の書であるというだけで、道家の學術とは関係ないということがあろうか。

以上十一の二

【訳注】

一 『漢志』六藝略・礼類に、「軍禮司馬法」百五十五篇とある。同じく諸子略・道家類に、「太公」二百三十七篇、謀八十二篇・言七十一篇・兵八十五篇とある。鄭樵の『通志』卷七十一・校讎略「編次不明論」には、「漢志」以『司馬法』爲禮經、以『太公兵法』爲道家、此何義也。疑此二條、非任氏・劉氏所收、蓋出班固之意。亦如以『太玄』『樂箴』爲儒家類也（『漢志』は『司馬法』を以て礼經と爲し、『太公

兵法』を以て道家と爲す、此れ何の義なるや。疑うらくは此の二条は、任氏・劉氏の収むる所に非ず、蓋し班固の意に出づ。亦た『太玄』『樂箴』を以て儒家の類と爲すが如きなり」とある。この鄭樵の発言に対して姚振宗は『漢書藝文志条理』叙録において、「按此兩書、班氏已分別注明、鄭豈真未之見耶。『軍禮司馬法』次『周官傳』之後、班氏亦何嘗以爲經。『太公』之書二百數十篇、其中有謀有言有兵、不僮兵法一端、舊時既合爲一表。故劉氏不復分析、從其大而著錄於道、亦未爲失也（按ずるに此の兩書は、班氏已に分別して注して明らかにするに、鄭豈に真に未だ之を見ざるか。『軍礼司馬法』は『周官傳』の後に次<sub>つ</sub>げ、班氏も亦た何ぞ嘗て以て經と爲すや。『太公』の書二百数十篇、其の中に謀有り言有り兵有り、僅かに兵法の一端のみならず、旧時は既に合して一表と爲す。故に劉氏は復た分析せず、其の大に従いて道に著録し、亦た未だ失を爲さざるなり）」と言つて、鄭樵はもとより、班固の著録に対しても否定的な見解を示す。その上で、書物の大部分を占める記述に従つて「軍礼司馬法」を道家類に著録した劉氏の態度に同調するのである。

二 『漢書』卷五十一・路温舒伝に、「上奏畏却、則鍛鍊而周

内之（上奏して却けられんことを畏るとときは、則ち鍛鍊して周く之を内る）とある。判決を上奏しても棄却される恐れのあるときには故意に罪を作り上げる役人たちを、路温舒が非難しているのである。また、『後漢書』卷二十六・韋彪伝に、「鍛鍊之吏、持心近薄（鍛鍊の吏は、心を持つこと薄きに近し）」とあり、注に、「鍛鍊、猶成孰也。言深文之吏、入人之罪、猶工冶陶鑄鍛鍊、使之成孰也（鍛鍊とは、猶成孰のごときなり。言うところは深文の吏は、人をば之罪に入ること、猶工冶（鑄物師）の陶鑄鍛鍊して、之を成孰せしむるがごときなり）」と言う。「鍛鍊」は法律に熟練して罪を作り上げること指す。

三 『校讎通義通解』に、「又、本條内「亦如以『漢志書』爲班彪・曹昭所終始」句中、『漢志書』三字有誤、疑當作『漢書』、『志』字是衍文」とある。本文は底本に従うこととしたが、訳出する上で参考にした。

四 『通志』総叙に次のようにある。「班固者浮華之士也。全無學術、專事剽竊。……由其斷漢爲書、是致周秦不相因、古今成間隔。自高祖至武帝、凡六世之前、盡竊遷書、不以爲慚。自昭帝至平帝、凡六世、資於賈逵・劉歆、復不以爲恥。況又有曹大家終篇、則固之自爲書也幾希。往往出固之

胸中者「古今人表」耳（班固は浮華の士なり。全く學術無く、専ら剽竊を事とす。……。其の漢を断じて書を為すに由つて、是れ周秦相い因らず、古今間隔を成すに致る。高祖自り武帝に至る、凡そ六世の前は、尽く遷の書を窃むも、以て慚と為さず。昭帝自り平帝に至る、凡そ六世は、賈逵・劉歆を資とするも、復た以て恥じと為さず。況や又曹大家の篇を終うること有らば、則ち固の自ら為すところの書や幾希ならん。往往にして固の胸中より出づる者は「古今人表」のみ）。同じく『通志』卷七十一・校讎略「編書不明分類論」には、「史家本於孟堅。孟堅初無獨斷之學、惟依緣他人、以成戸門。紀志傳、則追司馬之蹤。律曆藝文、則躡劉氏之迹。惟「地理志」與「古今人物表」是其胸臆。地理一學、後代少有名家者、由班固修書之無功耳。「古今人物表」、又不足言也（史家は孟堅に本づく。孟堅は初め独断の學無く、惟他人に依縁し、以て戸門を成す。紀志傳は、則ち司馬の蹤を追う。律曆藝文は、則ち劉氏の迹を躡む。惟「地理志」と「古今人物表」とは是れ其の胸臆なり。地理の一學、後代に有名家少なきは、班固の修書の功無きに由るのみ。「古今人物表」は、又言うに足らざるなり）」とある。

五 『漢志』兵書略・兵權謀類の班固自注に、「出『司馬法』、

入禮也(『司馬法』を出だして、礼に入るるなり)」と見える。

『司馬法』については、清・王鳴盛(一七二二—一七九七)

『蛾術編』説録の原注に、「『司馬法』、『漢藝文志』百五十五篇。宋・元豊開存五篇、編入武經七書内。「仁本」「天子之

義」二篇最純(『司馬法』は、『漢藝文志』に百五十五篇あり。

宋・元豊(一〇七八—一〇八五)の間に五篇を存し、武經

七書の内に編入す。「仁本」「天子の義」の二篇は最も純なり」と見える。「仁本」「天子の義」は『司馬法』の篇名。宋・

王応麟(一一二三—一二九六)の『漢藝文志考証』卷二に

「軍禮司馬法百五十五篇」に関する記述があり、末尾の注に、「百五十五篇、今存五篇而已(百五十五篇、今五篇を存する

のみ)」と言ひ、また、宋・晁公武『郡齋讀書志』卷三「李

衛公對問三卷」に、「右唐李靖對太宗問兵事。元豊中、并六

韜・孫・呉・三略・尉繚子・司馬兵法類爲一書。頌之武學、

名曰七書(右唐李靖、太宗の問ひし兵事ことに對う。元豊中、六韜・孫・呉・三略・尉繚子・司馬兵法の類を并せて一書と爲す。

之を武學に頒ち、名を七書と曰う)」と見える。「武學」は、

軍人を育成するために各地に置かれた学校である。王鳴盛

は、『漢藝文志考証』や『郡齋讀書志』の記述を念頭に置いていたのである。なお、「武經七書」という呼称は、例え

ば王応麟『玉海』卷百四十「黃帝出軍訣」などに見える。

これらの記事を総合して考えてみると、たしかに鄭樵は

『司馬法』の完本を目にしていなかったと判断できる(鄭樵の生卒年は、一一〇四—一二二二)。

また、姚振宗『漢書藝文志條理』卷一には、「按『司馬法』

一書、自太公・孫・呉・王子成父皆有所論著。至穰苴又自

爲兵法申明之、齊威王又使大夫論述、竝穰苴所作、附入其中、合衆家所著。故有百五十五篇之多。古書多有後人附益

增長、此亦其一也(按ずるに『司馬法』の一書は、太公・孫・

呉・王子成父自り皆な論著する所有り。穰苴に至つて又自ら兵法と爲して之を申明し、齊の威王は又大夫の論述をし

て、穰苴の作す所と並べ、附して其の中に入れ、衆家の著

す所と合せしむ。故に百五十五篇の多き有り。古書は多く

後人の附益增長する有り、此れも亦た其の一なり)」とあつ

て、『司馬法』が百五十五篇という多数の篇帙を有する理由が考察されている。

六 『隋志』礼類に、「而漢時有李氏得『周官』。『周官』蓋周

公所制官政之法。上於河間獻王、獨闕冬官一篇。獻王購以

千金不得、遂取『考工記』以補其處、合成六篇奏之(而して漢時に李氏の『周官』を得る有り。『周官』は蓋し周公制

する所の官政の法なり。河間献王に上るも、独冬官の一篇を闕く。献王購うに千金を以てするも得ず、遂に『考工記』を取つて其の処を補い、合して六篇と成して之を奏す」と見える。欠けていた「冬官」の一篇を『考工記』によって補つたというのである。

また、唐・賈公彦『周礼正義』「序周礼廃興」には、「周官」孝武之時始出、秘而不傳。『周禮』後出者、以其始皇特惡之故也。是以馬融傳云、秦自孝公已下、用商君之法。其政酷烈、與「周官」相反。故始皇禁挾書、特疾惡、欲絶滅之、搜求焚燒之獨悉。是以隱藏百年。孝武帝始除挾書之律、開獻書之路。既出於山巖屋壁、復入于秘府。五家之儒、莫得見焉。至孝成皇帝、達才通人劉向子歆、校理秘書、始得列序、著于録略。然亡其「冬官」一篇、以「考工記」足之（「周官」は孝武の時始めて出づるも、秘して伝わらず。『周礼』の後出するは、其れ始皇の特に之を惡みしの故を以てなり。是を以て馬融の伝に云う、秦孝公自り已下、商君の法を用う。其の政酷烈にして、「周官」と相い反す。故に始皇の挾書を禁ずるや、特に疾惡し、之を絶滅せんと欲し、搜求して之を焚燒すること独り悉くす。是を以て隱藏すること百年なり。孝武帝始めて挾書の律を除き、献書の路を開く。既に

して山巖屋壁より出でて、復た秘府に入る。五家の儒、見るを得るもの莫し。孝成皇帝に至り、達才通人たる劉向の子の歆、秘書を校理し、始めて列序することを得て、録略を著す。然れども其の「冬官」の一篇を亡し、『考工記』を以て之を足す」とある。馬融の伝については、例えば『隋志』經部『孝經』類に、「孝經一卷鄭氏注。梁有馬融・鄭衆注孝經二卷、亡」とある。なお、朱彝尊『經義考』卷百二十に引く賈公彦の言に、「是以馬融傳云」の一節はない。林慶彰・蔣秋華・楊晋竜・馮曉庭主編『經義考新校』（上海古籍出版社、二〇一〇）は、このことに関して特に指摘しない。

七 「別裁」については、本訳注の該当部分（章学誠『校讎通義』訳注（二）卷一「別裁第四」「辨嫌名第五」「補鄭第六」「校讎條理第七」、文科大学『文学部紀要』第二十七卷第一号、二〇一三年九月）を参照されたい。

八 『漢志』諸子略・道家類の「『太公』二百三十七篇」に付された班固の自注に、「呂望爲周師尚父、本有道者。或有近世又以爲太公術者。所增加也（呂望は周の師尚父爲りて、本有道の者なり。或いは近世又以て太公の術と爲す者有り。増加する所なり）」とある。

九 『漢志』兵書略・兵權謀家の班固自注に、「省伊尹・太

公・管子・孫卿子・鶡冠子・蘇子・蒯通・陸賈・淮南王二百五十九種（伊尹・太公・管子・孫卿子・鶡冠子・蘇子・蒯通・陸賈・淮南王二百五十九種を省く）とある。

一〇 班固が用いる「省」「出」「入」については、本訳注の「互著第三」（『章学誠『校讎通義』訳注（一）卷一「原道第二」「宗劉第二」「互著第三」）、文教大学『文学部紀要』第二十六卷第二号、二〇一三年三月）にまとめられている。

十一 「老子」第三十六章に、「將欲歛之、必固張之。將欲弱之、必固強之。將欲廢之、必固興之。將欲奪之、必固與之。是謂微明（之を歛めんと將欲すれば、必ず固く之を張る。之を弱めんと將欲すれば、必ず固く之を強くす。之を廢せんと將欲すれば、必ず固く之を興す。之を奪わんと將欲すれば、必ず固く之を与う。是を微明と謂う）」とある。この一節について元・呉澄は『道德真經注』卷二において、「其所爲大概欲與人之所見相反、而使人不可測知。……孫・呉・申・韓之徒、用其權術、陷人於死、而人不知。論者以爲皆原於老氏之意。固其立言不能無弊（其の爲す所は大概人の見る所と相い反せんと欲して、人をして測知すべからざらしむ。……孫・呉・申・韓の徒、其の權術に用いて、人を死に陥れて、人知らず。論者は以て皆な老氏の意に原づく」と為

す。固に其の言を立つるや弊無き能わず）」と云う。道家の言が戦乱や権謀術数に関わりがあることを示す一節である。こうした例が章学誠の言う「先儒」の発言に含まれるのであろう。

十二 「史記」卷六十三・老子韓非列伝に次のようにある。「太史公曰、老子所貴道。虚無因應、變化於無爲。故著書辭、稱微妙難識。莊子散道德放論。要亦歸之自然。申子卑卑、施之於名實。韓子引繩墨、切事情、明是非。其極慘澹少恩。皆原於道德之意、而老子深遠矣（太史公曰く、老子の貴ぶ所は道なり。虚無にして因応し、無爲に変化する。故に著書の辭は、微妙にして識り難しと稱す。莊子は道德を散して放論す。要は亦た之を自然に帰す。申子は卑卑として、之を名実に施す。韓子は繩墨を引き、事情に切に、是非を明らかたにす。其れ極めて慘澹にして恩少なし。皆な道德の意に原づくは、老子の深遠なるなりと）。司馬遷は、老子の道が莊子をはじめとして、申不害や韓非にも影響を与えたと考えている。

【原文】

鄭樵譏『漢志』以『世本』『戰國策』『秦大臣奏事』『漢著記』爲春秋類<sup>〔注一〕</sup>。是鄭樵未嘗知春秋之家學也<sup>〔注二〕</sup>。『漢志』不立史部、以史家之言、皆得春秋之一體故四書從而附入也。且如後世以紀傳一家、列之正史、而編年自爲一類、附諸正史之後<sup>〔注三〕</sup>。今『太史公書』列於春秋、樵固不得而譏之矣。至於國別之書、後世如三國・十六國・九國・十國之類<sup>〔注四〕</sup>、自當分別部次、以清類例。『漢志』書部無多、附著春秋、最爲知所原本。又『國語』亦爲國別之書、同隸春秋<sup>〔注五〕</sup>、樵未嘗譏正『國語』、而但譏『國策』、是則所謂知一十而不知二五者也<sup>〔注六〕</sup>。『漢著記』則後世起居注之類<sup>〔注七〕</sup>、當時未有專部、附而次之、亦其宜也。『秦大臣奏事』、在後史當歸故事、而『漢志』亦無專門、附之春秋、稍失其旨。而『世本』則當入於曆譜、『漢志』既有曆譜專門、不當猶附春秋耳<sup>〔注八〕</sup>。然曆譜之源、本與春秋相出入者也。

右十一之三

【訓読文】

鄭樵は『漢志』の『世本』『戰國策』『秦大臣奏事』『漢

著記』を以て春秋類と爲すを譏る。是れ鄭樵未だ嘗て春秋の家学を知らざるなり。『漢志』は史部を立てず、史家の言の、皆な春秋の一体を得るを以ての故に四書従いて附入するなり。且つ後世紀伝の一家を以て、之を正史に列して、編年もて自ら一類と爲し、諸を正史の後に附するが如し。今『太史公書』は春秋に列せらるるも、樵固より得てして之を譏らず。國別の書に至つては、後世三國・十六國・九國・十國の類の如く、自ら部に部次を分別すべく、以て類例を清らかにす。『漢志』の書は部に多き無く、春秋に附著するは、最も原本なる所を知れりと爲す。又『國語』も亦た國別の書と爲して、同じく春秋に隸<sup>したが</sup>う、樵未だ嘗て『國語』を譏正せずして、但『國策』を譏るは、是れ則ち所謂一十を知りて二五を知らざる者なり。『漢著記』は則ち後世の起居注の類、當時未だ專部有らずして、附して之に次ぐるは、亦た其れ宜しきなり。『秦大臣奏事』は、後史に在りては當に故事に歸すべきも、『漢志』に亦た専門無く、之を春秋に附するは、稍其の旨を失う。而して『世本』は則ち當に曆譜に入るべく、『漢志』に既に曆譜の専門有りて、當に猶春秋に附すべからざる

るのみ。然るに曆譜の源は、本春秋と与に相い出入する者なり。

右十一の三

【現代語訳】

鄭樵は、『漢志』が『世本』『戦国策』『秦大臣奏事』『漢著記』を春秋類に分類したことを非難している。これは鄭樵が春秋という一家をなす学問を理解していないということである。『漢志』が史部を立てていないのは、史家の発言が、みな春秋の体を得ているからであり、そのため先の四書をここに分類したのである。まるで、後世において紀伝体の史書を正史に序列し、編年体の史書を一類にまとめてこれを正史の後に付加したようなものである。『漢志』において、『史記』は春秋類に序列されているが、鄭樵はもともそのことについては批判していない。後世、三国・十六国・九国・十国のような国別の書物は、著録を弁別して、分類を明確にしている。『漢志』に著録する史書は多くはなかったから、これらを春秋類に著録させたのは、学問の根本をよく理解していたものと言える。また、『国語』

も国別の史書であり、春秋類に著録されているが、鄭樵は『国語』を春秋類に分類したことを非難せず、ただ『戦国策』を春秋類に著録したことを非難するのは、いわゆる「十を知りながら二五を知らない」といった片手落ちの見解である。『漢著記』は後世であれば起居注類に属するが、当時、まだそうした専門の篇目が多かったため、春秋類に著録したのは適切である。『秦大臣奏事』は、後世であれば故事類に著録すべきであるが、これについてもまた『漢志』に専門の篇目がなかった。しかしそれにしても春秋類に著録したのは、やや分類の主旨を欠いている。そして『世本』は曆譜類に著録すべきであり、『漢志』にもすでに曆譜類があるのだから、春秋類に著録すべきではない。しかし曆譜類の淵源は、春秋類と密接に関わっている。

以上十一の三

【訳注】

一 『漢志』六藝略・春秋類に、『世本』十五篇、「『戦国策』三十三篇」「『奏事』二十篇」「『漢著記』百九十卷」が著録されている。また、『通志』卷七十一・校讎略・編次不明論

には、「漢志」以「世本」「戰國策」「秦大臣奏事」「漢著記」爲春秋類、此何義也（「漢志」は「世本」「戰國策」「秦大臣奏事」「漢著記」を以て春秋類と爲す、此れ何の義なるや）と見えている。

二 鄭樵が「世本」などの書物を春秋類に収めるべきではないと言っていることに対しては、余嘉錫も批判的である。「目錄学發微」第十章「目錄類例之沿革」に、「而鄭樵乃謂『世本』諸書不當入春秋類。然樵又嘗曰、「月令乃礼家之一類、以其爲書之多、故爲專類」。夫可以書之多而分、獨不可以書之少而合乎」とあつて、書物の多寡によつて分類が変わることを深くは理解していないという点から鄭樵を難じている。なお、鄭樵の発言は、「通志」巻七十一・校讎略「編次之訛論」に見えている。

三 例えは、新旧両「唐志」は、「正史」の次に「編年」の部目を立てている。

四 「新唐志」雜史類に、「員半千」「三國春秋」二十卷」が、「隋志」霸史類に、「十六國春秋」一百卷、魏崔鴻撰」がそれぞれ著録されている。また、「直齋書録解題」巻五・偽史類に、「九國志」五十一卷、左正言知制誥祁陽路振子發撰。九國者、謂吳・唐・二蜀・東南二漢・閩・楚・吳越、各爲世家列傳、凡爲

四十九卷。末二卷爲北楚、書高季興事、張唐英所補撰也（「九國志」五十一卷、左正言知制誥祁陽路振子發撰。九國とは、吳・唐・二蜀・東南二漢・閩・楚・吳越を謂い、各おの世家列伝を爲し、凡そ四十九卷と爲す。末の二卷は北楚と爲し、高季興の事を書し、張唐英の補撰する所なり）と言い、同じく、「十國紀年」四十卷、劉恕撰。十國者、即前九國之外、益以荆南。張唐英所謂北楚也（「十國紀年」四十卷、劉恕撰。十國とは、即ち前の九國の外、益すに荆南を以てす。張唐英の北楚と謂う所なり）とも言つ。路振は宋の人で、字は子發。高季興（字、貽孫）は、五代の人物で、南平王に封ぜられた。張唐英、字、次功も宋の人である。劉恕も同じく宋の人で字は道原、「資治通鑑」の編纂に携つたことでも知られる。

五 「漢志」六藝略・春秋類に、「國語」二十一篇」が著録されている。

六 「史記」卷四十一・越王句踐世家に、「且王之所求者、鬪晉楚也。晉楚不鬪、越兵不起、是知二五而不知十也（且つ王の求むる所は、晉楚を鬪わすことなり。晉楚鬪わざれば、越兵起こらず、是れ二五を知りて十を知らざるなり）」とあるのに基づく。

七 『隋志』史部に起居注の篇目が立てられており、次のような説明が加えられている。「起居注者、録紀人君言行・動止之事。『春秋傳』曰「君舉必書、書而不法、後嗣何觀」。『周官』、「内史掌王之命、遂書其副而藏之」。是其職也。漢武帝有「禁中起居注」、後漢明德馬后撰「明帝起居注」、然則漢時起居、似在宮中、爲女史之職（起居注は、人君の言行・動止の事を録紀す。『春秋傳』（莊公二十三年）に曰う、「君の挙は必ず書す、書して法ならざれば、後嗣何をか観ん」と。『周官』（周礼）春官内史）に、「内史は王の命を掌り、遂に其の副を書して之を藏す」と。是れ其の職なり。漢武帝に「禁中起居注」有り、後漢明德馬后は「明帝起居注」を撰す、然らば則ち漢時の起居は、宮中に在りて、女史の職爲るが似し」。

八 「校讎通義通解」は、「至於『世本』、章学誠認爲不當附入春秋、而應當歸入曆譜。我認爲現有的『世本』已經不是原書、根據後人的輯本、知道裏面有「王侯大夫譜」、這大概是章学誠想歸入曆譜的原因。可是輯本中還有「居篇」「作篇」「氏姓篇」「帝繫篇」等、又有「世家」和「傳」、這樣看來「世本」的内容組織已經和紀傳體的「太史公書」相差不要、世本」附入春秋、正和「太史公書」附入春秋是一樣的道理、章学

誠對「世本」當入於曆譜」的意見不一定正確、是有商榷的餘地的（『世本』について章学誠は、春秋類ではなく、曆譜類に著録すべきだと考えている。私が現在目にするところの『世本』はすでに原著ではなく、後人が逸文を収集したものに拠っている。その中には「王侯大夫譜」がある。おそらく、章学誠が「世本」を曆譜類に著録しようとした原因はこれであろう。しかし、この輯本には「居篇」「作篇」「氏姓篇」「帝繫篇」などがあり、また、「世家」や「伝」も見受けられる。これらのことを見ても、『世本』の内容や構成は紀伝体の『太史公書』とすでにそれほど変わらないのだから、『世本』を春秋類に著録するのは、『太史公書』を春秋類に著録するのと同じ道理である。章学誠の「世本」は曆譜類に著録すべきだ」という意見は必ずしも正確ではなく、考察の余地がある」と言っていて、章学誠の見解に疑義を呈している。

#### 【原文】

以劉歆・任宏重複・著録之理推之、『戰國策』<sup>〔注一〕</sup>一書、當與兵書之權謀條・諸子之縱橫家、重複・互注<sup>〔注二〕</sup>。乃得盡其條理。『秦大臣奏事』<sup>〔注三〕</sup>、當與『漢高祖傳』

『孝文傳』〔原注：注稱論述・冊詔<sup>〔注四〕</sup>諸書、同入『尚書』部次。蓋君上詔誥・臣下章奏、皆『尚書』訓誥<sup>〔注五〕</sup>之遺。後世以之攬入集部者<sup>〔注六〕</sup>、非也。凡典章・故事、皆當視此。

右十一之四

【訓誥文】

劉歆・任宏の重複・著録の理を以て之を推すに、『戦国策』の一書は、当に兵書の権謀の条・諸子の縦横家と与にし、重複・互注すべし。乃ち其の条理を尽くすを得ん。『秦大臣奏事』は、当に『漢高祖伝』『孝文伝』〔原注：注に論述・冊詔と称す〕の諸書と与に、同じく『尚書』の部次に入るべし。蓋し君上の詔誥・臣下の章奏は、皆な『尚書』の訓誥の遺りなり。後世之を以て集部に攬入するは、非なり。凡て典章・故事は、皆な当に此れを視るべし。

右十一の四

【現代語訳】

劉歆・任宏が重複して著録した理屈から考えてみる

と、『戦国策』は、兵書略の兵権謀類と諸子略の縦横家類の両方に重ねて著録し、互いに注を付すべきである。そうすることで劉歆・任宏の理屈が捉えられよう。また、『秦大臣奏事』は、『漢高祖伝』や『孝文伝』〔原注：注に、論述したり詔を書き付けたりしたものとなる〕の諸書とともに、同じく『尚書』の部目に収めるべきである。考えてみるに君子の詔や臣下の奏した文は、みな『尚書』の訓誥を受け継いでいる。後世、これらの書物を集部に収めるのは誤りである。すべて制度や法令、故事に関する書物についてはこうした考え方にならうべきである。

以上十一の四

【訳注】

一 『戦国策』は『漢志』六藝略・春秋類に著録されている。  
二 重複して著録することに関しては、「互著第三」に詳しい。

本訳注の該当部分（「章学誠『校讎通義』訳注（一）巻一「原道第一」」「宗劉第二」「互著第三」）、『文教大学文学部紀要』第二十六卷第二号、二〇一三年三月、執筆は宇賀神秀一）を参照されたい。

三 『漢志』六藝略・春秋類に「『奏事』二十篇」が著録されており、班固の自注に、「秦時大臣奏事、及刻石名山文也(秦時の大臣の奏事、及び名山に刻石するの文なり)」とある。

四 『漢志』諸子略・儒家類に、「高祖傳」十三篇」が著録されており、班固の自注に、「高祖與大臣述古語、及詔策也(高祖と大臣と古を述べし語、及び詔策なり)」とある。同じく儒家類には、「孝文傳」十一篇」が著録されており、班固の自注に、「文帝所稱及詔策(文帝稱する所及び詔策)」と見える。本訳注の「補校漢藝文志第十」「十九之九」の注四も参照されたい。

五 「訓詁」の訓は教え導く文、詁は諸侯が集まったときに奏する文。孔安国の『尚書』序に、「典謨訓詁誓命之文、凡百篇(典謨訓詁誓命の文、凡そ百篇)」とある。

六 これに関連する記述として、『校讎通義』卷二・「焦竑誤校漢志第十二」・十二之三のように見えている。

焦竑以『漢志』・『尚書』類中「議奏」四十二篇入『尚書』爲非、因改入於集部。按議奏之不當入集、已別具論、此不復論矣。考『議奏』一之下、班固自注、「謂宣帝時石渠論也。韋昭謂石渠爲閤名、於此論書」。是則此處之所謂議奏、乃是漢孝宣時、於石渠閣大集諸儒、討論經旨同異、帝爲稱制臨

決之篇、而非廷臣章奏封事之屬也。以其奏御之篇、故名奏議。其實與疏解講義之體相類。劉・班附之『尚書』、宜矣。焦竑不察、而妄附於後世之文集、何其不思之甚邪[原注…秦大臣奏事附於『春秋』、此爲劉・班之遺法也]。

### 焦竑誤校漢志<sup>〔注一〕</sup> 第十二

#### 【原文】

自劉・班而後、藝文著録、僅知甲乙部次、用備稽檢而已。鄭樵氏興、始爲辨章學術、考竟源流、於是特著『校讎』之略。雖其說不能盡當、要爲略見大意、爲著録家所不可廢矣。<sup>〔注二〕</sup>樵志以後、史家積習相沿、舛訛雜出。著録之書、校樵以前其失更甚。此則無人繼起、爲之申明家學之咎也。明焦竑撰『國史經籍志』<sup>〔注三〕</sup>。其書之得失、別具論次於後。<sup>〔注四〕</sup>特其『糾繆』一卷、譏正前代著録之誤、雖其識力不逮鄭樵、而整齊有法、去汰裁甚。<sup>〔注五〕</sup>要亦有可節取者焉。其糾『漢志』一十三條<sup>〔注六〕</sup>、似亦不爲無見。特竑未悉古今學術源流、不於離合異同之間、深求其故。而觀其所議、乃是僅求甲乙部次、苟無違越而已。此則可謂簿記守成法、而不可爲校讎家議

著作也。今即其所舉、各爲推論、以進於古人之法度焉。

右十二之一

【訓読文】

劉・班より而後、芸文の著録、僅かに甲乙部次を知り、用て稽檢に備うるのみ。鄭樵氏興りて、始めて學術を辨章し、源流を考究するを爲し、是に於いて特に校讐の略を著す。其の説尽くは当る能わずと雖ども、要ず大意を略見するを爲し、著録家の廃すべからざる所と爲る。樵志より以後、史家積習相沿すれども、舛訛雜出す。著録の書、樵より以前に校べて其の失うこと更に甚し。此れ則ち人の継ぎ起こりて、之が爲に家學を申明すること無きの咎なり。明の焦竑『國史經籍志』を撰す。其の書の得失は、別に具さに論じて後に次ぐ。特に其の『糾繆』一卷は、前代著録の誤りを識正し、其の識力鄭樵に逮ばずと雖も、而るに整齊するに法有りて、汰を去り甚を裁ち、要ず亦た節取すべき者有り。其の『漢志』を糾すること一十三條、亦た見無しと爲さざるに似たり。特だ竝未だ古今學術の源流を悉らかにせず、離合異同の間に於いて、深く其の故

を求めず。而して其の議する所を觀るに、乃ち是れ僅かに甲乙部次を求め、苟しくも遠越無きのみ。此れ則ち簿記成法を守ると謂うべく、而して校讐家の著作を議ると爲すべからざるなり。今其の挙ぐる所に即きて、各おの推論を爲せば、以て古人の法度に進ましむるなり。

右十二之一

【現代語訳】

劉歆・班固以降、書物の目録は、ただ分類に順って並べ立て、考えたり調べたりする爲に設けるのみであった。鄭樵に至つて、初めて學術を明らかにし、その源流を究明しようとして「校讐略」を著した。その説は全て至当なものではないが、ほぼ大意を示したものであつて、後代の著録家は参考にすべきものである。鄭樵の『通志』以後、史学者はその慣習を受け継ぎはしたが、混乱が多く生じた。鄭樵以前の目録と比べて、その実を失う様は誠にひどい。これはつまり鄭樵の様な才を持った人物が現れなかつたのにも関わらず、家學を明らかにせんとしたことによる弊害である。明の

焦竑は『國史經籍志』を撰述した。『國史經籍志』に採録された書物の長短については、その類別ごとに附された叙の中で詳細に言及されている。特に『糾繆』の一卷は、前代の著録の誤りを改正しており、その知識は鄭樵に及ばないといっても、秩序だてされた法則性が確かに存在し、極端な箇所はきちんと省略されており、必ず取り入れるべきものがある。その中でも『漢志』の誤りを糾弾した十三條もまた、見識が無いとは言えないものである。ただし焦竑は未だ古今學術の源流を明らかにしておらず、分類が離れたりくついたりする現象、その理由を究明するに至っていない。焦竑の議論する所を見ると、わずかに分類や順序を明らかにしているだけであって、誤りさえ無ければそれでよしとしているのである。これは簡単な帳面の法則、すなわち部次順序は守っているというだけのものであって、校讎家の著作を真に議論したものではない。そこで今、焦竑『國史經籍志』の持つ問題点、そのそれぞれに対して議論を加え、そして古人の規範に接近する。

右十二の一

【訳注】

一 焦竑（一五四一～一六二〇）は明の江寧の人。字は弱侯、号は澹園。『明史』焦竑傳に「焦竑、字弱侯、江寧人。爲諸生、有盛名。從督學御史耿定向學、復質疑於羅汝芳。舉嘉靖四十三年鄉試、下第還。定向遴十四郡名士讀書崇正書院、以竑爲之長。及定向里居、復往從之。萬曆十七年、始以殿試第一人官翰林修撰、益討習國朝典章。二十二年、大學士陳于陞建議修國史、欲竑專領其事。竑遜謝、乃先撰經籍志、其他率無所撰、館亦竟罷」とある。萬曆二十二年に陳于陞が國史編纂の建議を行い、その編纂を焦竑に任じたのであるが、『國史』編纂の業務は經籍志以外の部分の完成を待たずに廃された。なお、『國史經籍志』については内田健太「焦竑『國史經籍志』考」（『東洋古典學研究』第8集、一九九九年）に詳細な論考がある。

また、ここで章学誠がいう「焦竑誤校漢志」とは、『國史經籍志』付録の「糾繆」一巻中に見える、焦竑が『漢書』藝文志の誤りを改正した箇所を指す。なお「糾繆」は、『漢書』藝文志以降、『隋書』經籍史・『新唐書』藝文志・『四庫書目』・『宋史』藝文志・『崇文總目』・鄭樵の『通史』藝文略・『郡齋讀書志』・『文獻通考』經籍考、それぞれの誤りも改正

している。しかしながら、例えば『明史』藝文志に「明萬曆中、修撰焦竑修國史、輯經籍志、號稱詳博。然延閣廣內之藏、竑亦無從徧覽、則前代陳編、何憑記錄、區區掇拾遺聞」とある様に、『國史經籍志』に対する後世の評価は低い。

二 鄭樵の『通志』校讐略については、『文史通義』申鄭の条、並びに『校讐通義』鄭樵誤校漢志第十一の条に於いても言及している。

三 焦竑が『國史經籍志』を編纂した経緯については注一参看のこと。『國史經籍志』五卷は、経籍を制書・經・史・子・集の五部に分類したもの。従来の四部ではなく、制書を部立てして五部としたことについて焦竑は、『國史經籍志』序に於いて「劉歆七略類例精已。荀勗乃更著新録、析爲四部。合兵書・術數・方伎於諸子、春秋之内別出史記、經・子・文賦一仍其舊。繇近世史籍猥衆、若循七略、多寡不均。故謝靈運・任昉悉以易例銓書、良謂此也。今之所録、亦準易例、以當代見存之書、統於四部。而御製諸書、則冠其首焉（劉歆七略の類例精なるのみ。荀勗乃ち更に新録を著し、析きて四部と爲す。兵書・術數・方伎を諸子に合し、春秋の内より別に史記を出だし、經・子・文賦は一に其の旧に仍る。近世の史籍猥りに衆きに繇り、若し七略に循えば、多

寡均しからず。故に謝靈運・任昉悉く易の例を以て書を銓るは、良に此れを謂うなり。今の録する所、亦た易の例に準い、当代見存の書を以て、四部に統ぶ。而して御製諸書は、則ち其の首に冠す」と述べている。

四 例えば『國史經籍志』の子類・墨家には「晏子春秋十二卷」が分類されており、墨家類の小叙に「晏子春秋舊列儒家。其尚同・兼愛・非樂・節用・非厚葬・久喪・非儒・明鬼、無一不出墨氏。……今附著於篇」とある様に、その類目に分類された書物の説明がその小叙に於いて示されている。「其書之得失、別具論次於後」はこの様な事象を指すか。一方で王重民は『校讐通義通解』に於いて、「別具論次於後、今本後面并没有論次《國史經籍志》的地方。但這也并不無的放矢、由于這是原稿里的一句話、修正時没有刪去」とする。

五 「汰」は『春秋左氏傳』宣公四年の「伯禁射王。汰輻及跗、著於丁寧」に附された杜預注に「汰、過也」とあり、『玉篇』並びに『廣韻』にも「汰、太過也」とある。「甚」についても『集韻』に「甚、過也」とあり、『廣韻』に「甚、太過」とある。また『老子』二十九章に「是以聖人去甚、去奢、去泰」とあり、『明史』職官志に「宣德十年始定四署。正德

間、増設監督内臣共九十九員、嘉靖元年裁汰八十員」とある。

章學誠がここで用いている「去汰裁甚」については、「去甚」「裁汰」の互文的用法として解し、「極端な箇所は省略されている」と訳出した。

六 焦竑が『糾繆』中で『漢書』藝文志の誤りと指摘する「一十三條」とは、『周書』、『議奏』、『司馬法』、『戰國策』、『五經雜議』、『爾雅』と『小爾雅』、『弟子職』、『晏子』、『高祖傳』と『孝文傳』、『管子』、『尉繚子』、『山海經』、『陰陽五行』のことである。この十三條の分類に対する章學誠の論が『焦竑誤漢志第十二』に於いて展開されていく。

【原文】

焦竑以『漢志』『周書』入『尚書』爲非、因改入於雜史類<sup>〔注二〕</sup>。其意雖欲尊經、而實則不知古人類例。按劉向云「周時誥誓號令、孔子所論百篇之餘」<sup>〔注二〕</sup>、則『周書』即『尚書』也。劉氏『史通』述『尚書』家<sup>〔注三〕</sup>、則孔衍『漢魏尚書』<sup>〔注四〕</sup>、王邵『隋書』<sup>〔注五〕</sup>、皆次尚書之部<sup>〔注六〕</sup>。蓋類有相仍、學有所本。六藝本非虛器、典籍各有源流。豈可尊麒麟而遂謂馬牛不隸走部、尊鳳凰而遂謂燕雀不隸飛部耶<sup>〔注七〕</sup>。

右十二之二一

【訓読文】

焦竑『漢志』の『周書』を『尚書』に入るるを以て非と爲し、因りて改めて雜史類に入る。其の意経を尊ばんと欲すと雖も、而るに実は則ち古人の類例を知らず。劉向「周時の誥誓號令、孔子百篇を論ずる所の餘なり」と云うを按ずるに、則ち『周書』は即ち『尚書』なり。劉氏『史通』に『尚書』家を述べ、則ち孔衍『漢魏尚書』、王邵『隋書』、皆尚書の部に次ぐ。蓋し類に相い仍る有りて、学に本づく所有り。六藝は本より虚器に非ず、典籍各おの源流有り。豈に麒麟を尊して遂に馬牛走部に隸せずと謂い、鳳凰を尊して遂に燕雀飛部に隸せずと謂うべきか。

右十二之二一

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『周書』が尚書類に分類されていることを誤りと見なし、『國史經籍史』では雜史類に入れている。その意図は経を敬わんとす

るものではあるが、その実は古人の類別の体例を理解していない。劉向が「周の時の詒誓號令は、孔子が編纂したという典・謨・訓・誥・誓・命の文百篇の余りである」と述べているのを考えるに、『周書』はまさに『尚書』である。劉知幾は『史通』六家の尚書家に於いて、孔衍『漢魏尚書』並びに王邵『隋書』を尚書の部次に入れている。考えるに類別には互いに関連があり、学問にはそれぞれ根本となるものが存在しているのである。六藝はもともと実体を持たないものなどではなく、すべての書物にはそれぞれ源流が存在している。どうして麒麟を尊重するあまりに馬や牛の類を走部に属さず、鳳凰を尊重するあまりに燕や雀の類を飛部に属さないということがあろうか。

右十二の二

【訳注】

一 『糾繆』に「周書入尚書非改雜史」とある。なお、『周書』は『漢志』に於いては六藝略の尚書類に類され、『通志』では経類の書家、『宋志』に至って別史類に収められている。焦竑は『糾繆』で「周書入尚書非改雜史」と言及しながらも、

『周書』は『國史經籍志』に於いて雜史類ならびに尚書類のどちらにも分類されてはいない。

二 『漢書』藝文志・六藝略・尚書類に「周書七十一篇」とあり、班固の自注には「周史記」とある。またその顔師古注に「劉向云、周時詒誓號令也。蓋孔子所論百篇之餘也。今之存者四十五篇矣」とある。ここでいう「孔子所論百篇」とは、『尚書』序に「先君孔子、生於周末。觀史籍之煩文、懼覽之者不一、遂乃定禮樂、明舊章、刪詩爲三百篇。……討論墳典、斷自唐虞以下訖於周、芟夷煩亂、翦截浮辭、舉其宏綱、撮其機要。足以垂世立教。典・謨・訓・誥・誓・命之文凡百篇。所以恢弘至道、示人主以軌範也」に基づくものである。また、劉知幾『史通』は『周書』を尚書家に類した上で以下の様に述べる。

又有『周書』者、與『尚書』相類。即孔氏刊約百篇之外、凡爲七十一章。上自文・武、下終靈・景。甚有明允篤誠、典雅高義。時亦有淺末恆說、滓穢相參、殆似後之好事者所增益也。至若『職方』之言、與『周官』無異、『時訓』之說、比『月令』多同、斯百王之正書、『五經』之別錄者也。

（又た『周書』なる者有りて、『尚書』と相い類す。即ち孔氏の刊約する百篇の外にして、凡そ七十一章為り。上は文・

武より、下は靈・景に終る。甚だ明允篤誠、典雅高義有り。時に亦た浅末恆説、滓穢相参有るも、殆んど後の好事者の増益する所に似たり。『職方』の言、『周官』と異なる無く、『時訓』の説、『月令』に比べて同じきこと多きの若きに至りては、斯れ百王の正書、『五經』の別録なる者なり)

三 「劉氏『史通』述『尚書』家」とは、劉知幾『史通』六家の尚書家を指す。劉知幾(六六一―七二二)、字は子玄。劉知幾が『史通』を編纂した際のことについては、『新唐書』劉子玄傳に「始子玄脩武后實録、有所改正。而武三思等不聽。自以爲見用於時而志不遂、乃著史通内外四十九篇、譏評今古」とある。また『史通』の言う六家とは、史書の六種の類別であつて、尚書(記言体)・春秋(記事体)・左傳(編年体)・國語(國別体)・史記(通史紀伝体)・漢書(断史紀伝体)のことである。

四 孔衍(二六二―三二〇)は晋の人。『晋書』孔衍傳に「孔衍字舒元、魯國人、孔子二十二世孫也。……衍雖不以文才著稱、而博覽過於賀循、凡所撰述、百餘萬言」とある。

五 王劭が『隋書』を編纂した際のことは、『隋書』王劭傳に「王劭字君懋、太原晉陽人也。……遷祕書少監、數載卒官。劭在著作、將二十年、專典國史、撰隋書八十卷。多録口勅、

又採迂怪不經之語及委巷之言、以類相從、爲其題目。辭義繁雜、無足稱者、遂使隋代文武名臣列將善惡之迹、湮沒無聞」とある。ただし『隋書』經籍志・雜史類には「隋書六十卷。未成。祕書監王劭撰」とある。

六 孔衍『漢魏尚書』並びに王劭『隋書』を尚書家に類したことについて、『史通』六家・尚書家では以下の様に言う。

自宗周既殞、書體遂廢、迄乎漢魏、無能繼者。至晉廣陵相魯國孔衍、以爲國史所以表言行、昭法式、至于人理常事、不足備列。乃刪漢魏諸史、取其美詞典言、足爲龜鏡者、定以篇第、纂成一家。由是有漢尚書・後漢尚書・漢魏尚書、凡爲二十六卷。至隋祕書監太原王劭、又録開皇仁壽時事、編而次之、以類相從、各爲其目、勒成隋書八十卷。尋其義例、皆準尚書。原夫尚書之所記也、若君臣相對、詞旨可稱、則一時之言、累篇咸載。如言無足紀、語無可述、若此故事、雖有脱略、而觀者不以爲非。爰逮中葉、文籍大備、必剪裁今文、模擬古法、事非改轍、理涉守株。故舒元所撰漢・魏等書、不行于代也。若乃帝王無紀、公卿缺傳、則年月失序、爵里難詳、斯竝昔之所忽、而今之所要。如君懋隋書、雖欲祖述商・周、憲章虞・夏、觀其所述、乃似孔子家語・臨川世説。可謂畫虎不成反類犬一也。故其書受嗤當代、良有以焉。

（宗周既に殞するより、書体遂に廢れ、漢魏に迄ぶも、能く繼ぐ者無し。晋の広陵の相魯国の孔衍に至りて、以て國史は言行を表わし、法式を昭らかにする所以にして、人理の常事に至りては、備列するに足らずと為す。乃ち漢魏の諸史を刪り、其の美詞典言、龜鏡爲るに足る者を取りて、定めて以て篇第とし、纂めて一家を成す。是に由りて漢尚書・後漢尚書・漢魏尚書有りて、凡そ二十六卷爲り。隋の秘書監太原王劭に至り、又た開皇仁壽の時事を録し、編みて之を次し、類を以て相い從え、各おの其の目を爲し、勅して隋書八十卷を成す。其の義例を尋ぬれば、皆な尚書に準とる。夫の尚書の記す所を原ぬるや、君臣相い対し、詞旨稱すべきの若きは、則ち一時の言なれども、篇を累ねて威な載す。言の紀するに足る無く、語の述ぶるべき無きの如きは、若し此れ故事にして、脱略有ると雖も、觀る者以て非と爲さず。爰に中葉に逮び、文籍大いに備わり、必ず今文を剪截し、古法を模擬するは、事改轍に非ず、理守株に涉る。故に舒元の撰する所の漢・魏等の書、代に行われざるなり。乃ち帝王に紀無く、公卿に伝を缺くが若きは、則ち年月序を失し、爵里詳らかにし難し、斯れ並びに昔の忽せにする所にして、今の要とする所なり。君愁の隋書の如きは、商・周を祖述

し、虞・夏を憲章せんと欲すと雖も、其の述ぶる所を觀れば、乃ち孔子家語・臨川世説に似たり。虎を畫きて成らず、反つて犬に類すと謂うべきなり。故に其の書曠を当代に受く、良に以有るなり）

また章學誠は、『漢魏尚書』が尚書に類されることについて、『文史通義』書教中でも「書」無定體、故附之者雜。後人妄擬「書」以定體。故守之也拘。古人無空言、安有記之專書哉。漢儒誤信「玉藻」記文、而以「尚書」爲記言之專書焉。於是後人削跡以履、轉取事文之合者、削其事而輯錄其文、以爲「尚書」之續焉。若孔氏『漢魏尚書』王氏『續書』之類皆是也。無其實、而但貌古人之刑似、譬如畫餅餌之不可以充饑。況「尚書」本不止於記言、則孔衍・王通之所擬、併古人之刑似而不得（「書」に定體無し、故に之に附す者は雜なり。後人妄りに「書」を擬いて以て体を定む。故に之を守るや拘なり。古人空言無く、安んぞ記の專書有らんか。漢儒誤りて「玉藻」の記文を信じ、而して「尚書」を以て記言の專書と爲す。是に於いて後人跡を削るに履を以てし、轉つて事文の合を取る者、其の事を削りて其の文を輯録し、以て『尚書』の続と爲す。孔氏『漢魏尚書』・王氏『續書』の類の若きは皆な是なり。其の実無く、而れども但だ古人

の刑似を貌るは、譬えば画の餅餌の以て饑に充つるべからざるが如し。況んや『尚書』本は記言に止まらずして、則ち孔衍・王通の擬う所、併びに古人の刑似得べからざるなり」と述べる。

王重民『校讎通義通解』はこのことについて「這是給焦竑的一个最好的教訓、也是圖書分類學上二条最客觀的原則。当然麒麟與馬牛都是走部、不能說馬牛屬走部、為了尊重麒麟就不要馬牛。而是麒麟馬牛都必須分在走部、尊重麒麟的方法、是把麒麟排在馬牛前邊（このことは焦竑にとつて最も価値のある教訓であると同時に、これは圖書分類上の最も客観的な原則である。当然ながら麒麟も馬牛も同じく走部に入れるべきであつて、馬牛は走部に属するが、麒麟を尊重するので馬牛を除外するということはしてはならない。どちらも走部に入れた上で麒麟を尊重する方法は、麒麟を馬牛よりも前に置くことである）」と言及する。

【原文】

焦竑以『漢志』尚書類中『議奏』四十二篇入尚書爲非、因改入於集部<sup>〔注二〕</sup>。按議奏之不當入集、已別具論、此不復論矣<sup>〔注二〕</sup>。考『議奏』之下、班固自注謂、「宜

帝時石渠論也」。韋昭謂石渠爲閣名、於此論書<sup>〔注三〕</sup>。是則此處之所謂議奏、乃是漢孝宣時、於石渠閣大集諸儒、討論經旨同異、帝爲稱制臨決之篇、而非廷臣章奏封事之屬也<sup>〔注四〕</sup>。以其奏御之篇、故名奏議。其實與疏解講義之體相類。劉·班附之『尚書』宜矣。焦竑不察、而妄附於後世之文集、何其不思之甚邪。（秦大臣奏事附於春秋、此爲劉·班之遺法也<sup>〔注五〕</sup>）

右十二之三

【訓読文】

焦竑は『漢志』の尚書類中に『議奏』四十二篇を『尚書』に入るを以て非と爲し、因りて改めて集部に入る。按ずるに議奏の当に集に入るべからざるは、已に別に具さに論ずるに、此れ復た論ぜず。考うるに『議奏』の下、班固の自注に、「宜帝の時の石渠の論なり」と謂う。韋昭石渠は閣名爲りて、此に於いて書を論ずると謂う。是れ則ち此處の所謂議奏とは、乃ち是れ漢の孝宣の時、石渠閣に於いて大いに諸儒を集め、經旨の同異を討論し、帝稱制臨決の篇を爲りて、廷臣の章奏封事の属に非ざるなり。其の奏御の篇を以てす、故に

奏議と名づく。其の実は疏解講義の体と相類す。劉・班之を『尚書』に附するは、宜し。焦竑察せず、而して妄りに後世の文集に附す、何ぞ其れ思わざることの甚しきか。(秦大臣奏事は『春秋』に附さる、此れ劉・班の遺法為り)

右十二之三

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『議奏』四十二篇が尚書類に収められていることを誤りとして、『國史経籍史』では集部に収めている。『議奏』を集部に収めるべきではないことは既に論じたので、ここで再び論ずることはしない。今考えるに『漢書』藝文志に於いて『議奏』に附された班固の自注に「宣帝の時に石渠で行われていた議論である」とある。また、その韋昭注には「石渠とは閣の名であって、そこで議論していたのである」とある。すなわちこれに拠れば、漢の宣帝の時に広く儒者を集め、經典解釈の同異を討論し、上報する章奏封事の類ではない。帝の決定したものを

纏めて献上したものである。奏議というのである。その内実は疏解や講義の体と相似している。劉歆・班固がこれを尚書類に附したことは妥当である。焦竑はこのことを理解せずに、濫りに後世の文集の類、則ち集部に附しているものであって、このような思惟に至らなかつたことの酷い様よ。(秦大臣奏事は春秋類に附されているが、これは劉歆・班固の遺法である)

右十二之三

【訳注】

一 『漢書』藝文志・尚書類に「議奏四十二篇」とあり、『糾繆』に「議奏入尚書非改入集」とある。

二 章學誠はここで「按議奏之不當入集、已別具論、此不複論矣」とする。「已別具論」は『校讎通義』卷二「鄭樵誤校漢志第十一」のこと。

三 『漢書』藝文志・尚書類「議奏四十二篇」に附せられた班固の自注に「宣帝時石渠論」とあり、その韋昭注に「閣名也、於此論書」とある。

四 『後漢書』翟酺傳に「初酺之爲大匠、上言、孝文皇帝始置一經博士、武帝大合天下之書、而孝宣論六經於石渠、學者

滋盛、弟子萬數」とあり、その注に「宣帝甘露三年、詔諸

儒講五經於殿中、兼平公羊・穀梁同異、上親臨決焉。時更

崇穀梁傳。故此言六經也。石渠、閣名。昭帝時博士弟子員

百人、宣帝末增倍之。元帝時詔無置弟子員、以廣學者、故

言以萬數也」とある。また、『漢書』施讎傳にも「甘露中與

五經諸儒、雜論同異於石渠閣」とあり、その顏師古注は「三

輔故事云、石渠閣在未央殿北、以藏祕書也」とする。

五 このことについては『校讎通義』卷二「鄭樵誤校漢志第

十一」に詳しい。

### 【原文】

焦竑以『漢志』『司馬法』入禮爲非、因改入於兵家

〔注二〕。此未見班固自注〔注三〕。本隸兵家、經班固改易者也。

説已見前、不復置論〔注三〕。

右十二之四

### 【訓読文】

焦竑『漢志』の『司馬法』を禮に入るを以て非と

為し、因りて改めて兵家に入る。此れ未だ班固の自注

を見ず。本より兵家に隸し、班固の改易を経る者なり。

説は已に前に見ゆ、復た論を置かず。

右十二之四

### 【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『司馬法』が礼類に

収められていることを誤りとみなし、『國史経籍史』

に於いて改めて兵家に収めた。これはつまり焦竑は班

固の自注を見ていないということである。班固の自注

によれば、『司馬法』はもともと兵家に属しており、

班固の手によって禮類に改められたのである。このこ

とは既に示してあるので、ここでは再び論を置くこと

はしない。

右十二の四

### 【訳注】

一 『糾繆』に「司馬法入禮非。改兵家」とある。

二 『漢書』藝文志・六藝略・禮類に「軍禮司馬法百五十五篇」

とあり、「凡禮十三家、五百五十五篇」に附された班固の自

注に「入司馬法一家、百五十五篇」とある。

三 このことについては「鄭樵誤校漢志第十一」を参考のこと。

【原文】

焦竑以『漢志』『戰國策』入春秋爲非、因改入於縱橫家。此論得失參半。説已見前、不復置論<sup>〔注二〕</sup>。

右十二之五

【訓読文】

焦竑『漢志』の『戰國策』を春秋に入るを以て非と爲し、因りて改めて縱橫家に入る。此の論の得失は參半たり。説は已に前に見ゆ、復た論を置かず。

右十二之五

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『戰國策』が春秋類に収められていることを誤りとみなし、『國史經籍史』に於いて改めて縱橫家に収めた。この得失は半々である。このことは既に示してあるので、ここでは再び論を置くことはしない。

右十二之五

【訳注】

一 このことについては、「鄭樵誤校漢志第十一」を参考のこと。章學誠がここで言う「得失參半」とはすなわち、『戰國策』を春秋類に入れるということは妥当であるが、その際に互注が為されていないことについては不適當、ということである。

【原文】

焦竑以『漢志』『五經雜議』入『孝經』爲非、因改入於經解<sup>〔注二〕</sup>。其説良允。然『漢志』無經解門類、入於諸子儒家、亦其倫也<sup>〔注二〕</sup>。

右十二之六

【訓読文】

焦竑『漢志』の『五經雜議』を『孝經』に入るを以て非と爲し、因りて改めて經解に入る。其の説良に允れり。然れども『漢志』に經解の門類無ければ、諸子儒家に入るも、亦た其れ倫なり。

右十二之六

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『五經雜議』が孝経類に収められていることを誤りとみなし、『國史経籍史』に於いて改めて経解類に収めた。この説は適当である。しかしながら、『漢書』藝文志には経解類に相当する様な分類が存在しない故、諸子儒家に附すこともまた理にかなったものである。

右十二の六

【訳注】

一 『漢書』藝文志六藝略・孝経類に「五經雜義十八篇」とあり、その班固の自注に「石渠論」とある。また『糾繆』に「漢藝文志、五經雜義入孝経非。改経解」とある。また、『五經雜義』が経解に分類されるのは『通志』以降からである。  
二 「倫」は『周禮』冬官考工記・弓人に「析幹必倫（幹を析くに必ず倫にす）」とあり、その鄭玄注に「順其理也」とある。

【原文】

焦竑以『漢志』『爾雅』『小爾雅』入孝経爲非、因改入於小學「注」。其説亦不可易。『漢志』於此一門、本無義理、殆後世流傳錯誤也。蓋孝経本與小學部次相連、或繕書者誤合之耳。『五經雜義』與『爾雅』之屬、皆緣経起義、類從互注、則益善矣。（経解・小學・儒家三類）

右十二之七

【訓読文】

焦竑「漢志」の「爾雅」「小爾雅」を孝経に入るを以て非と爲し、因りて改めて小學に入る。其の説亦た易うべからず。『漢志』此の一門に於けるや、本より義理無く、殆んど後世流傳の錯誤なり。蓋し孝経本もと小學の部次と相い連なれば、或いは書を繕う者誤りて之を合するのみ。『五經雜義』と『爾雅』との属、皆経に縁りて義を起せば、類從互注すれば、則ち益ます善し。（経解・小學・儒家三類）

右十二之七

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『爾雅』・『小爾雅』が孝経類に収められていることを誤りとみなし、『國史経籍史』に於いて改めて小学類に収めた。この説はまた改めてはならぬほど正確なものである。『漢書』藝文志の孝経類にはもともと体例はなく、その大部分は後代に流伝していく際に生じた誤りである。考えるに孝経類はもともと小学の部類と連なっており（『漢書』藝文志に於いては孝経類の次に小学類があり）、後代に修補した者がその二つを合してしまっただけであらう。『五経雜義』や『爾雅』等の書物は、皆経文に基づいて義を説いている。相応しい類に分類した後、それぞれ互注を為せば、更に目録として良いものとなる。『五経雜義』・『爾雅』等の著述は、経解・小学・儒家三類にそれぞれ収めるのが善い）

右十二の七

【訳注】

一 『漢書』藝文志・六藝略・孝経類に「爾雅三卷、二十篇。

小爾雅一篇」とあり、『糾繆』は「漢藝文志、爾雅・小爾雅

入孝経、非。改小学」とする。『小爾雅』は『隋書』經籍志では經部・論語類に類され、『旧唐書』經籍志以下は小学に分類される。

【原文】

焦竑以『漢志』『弟子職』入孝経爲非、因歸還於『管子』  
〔注二〕。是不知古人裁篇別出之法。其說已見於前、不復置論。〔注三〕。惟是弟子之職、必非管子所撰。〔注四〕。或古人流傳成法、輯管子者、採入其書。前人著作、此類甚多。今以見於『管子』、而不復使其別見專門。則『小爾雅』亦已見於『孔叢子』〔注四〕、而焦氏不還『孔叢』、改歸小學、又何說耶。然『弟子職』篇、劉・班本意、附於『孝経』與附於小學、不可知矣。要其別出義類、重複互注、則二類皆有可通。至於『六藝略』中、論語・孝経・小學三門、不入六藝之本數。〔注五〕。則標名六藝、而別種九類、乃是經傳輕重之權衡也。

右十二之八

【訓読文】

焦竑『漢志』の『弟子職』を孝經に入るを以て非と為し、因りて『管子』に帰還す。是れ古人の裁篇別出の法を知らず。其の説已に前に見ゆ、復た論を置かず。惟だ是れ弟子の職にして、必ず管子の撰する所に非ず。或いは古人流伝の成法にして、管子を輯むる者、其の書を採入す。前人の著作、此の類甚だ多し。今以て『管子』に見え、復た其をして別に専門に見さしめず。則ち『小爾雅』も亦た已に『孔叢子』に見ゆ、而れども焦氏『孔叢』に還さずして、改めて小學に帰す、又た何の説なるや。然れども『弟子職』篇は、劉・班の本意、『孝經』に附すると小學に附すると、知るべからず。要す其れ別に義類に出だし、重複互注すれば、則ち二類皆通ずべき有り。『六藝略』中に至りては、論語・孝經・小學の三門、六藝の本数に入れず。則ち六藝を標名し、而して別種九類あるは、乃ち是れ經伝輕重の權衡なり。

右十二之八

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『弟子職』が孝經類に収められていることを誤りとみなし、『國史經籍史』に於いて改めて『管子』に収めた。これは古人の裁篇別出の方法を知らずに行つたことである。このことについては既に前に示した通りであるので、再び論を置くことはしない。ただし、この『弟子職』はあくまで弟子の職であつて、管子自身が選録したものではない。これは古人が流伝させていくなかで書物ができあがつていくありかたであつて、『管子』を輯めた者が、『弟子職』を『管子』に採録してしまつたのであろう。前人の著作にはこの類が非常に多い。焦竑は『弟子職』を『管子』に帰属しており、別裁として専門である孝經類に別裁として置いていない。『小爾雅』は『孔叢子』の中に見ることができるのであるが、しかしながら焦竑は、『弟子職』の例の如く、『小爾雅』を『孔叢子』の中に帰属させることはせず、改めて小學類に入れている。これは一体どのような思惟なのであろうか（焦竑の態度は矛盾している）。しかしながら『弟子職』の篇について言えば、『漢書』藝文志の意図が、孝經類

に附すことと小学類に附すことと、どちらにあつたのか知るすべもない。このことを鑑みれば、この書物は別々の二類に附して、重復互注の方法を取り、その二類が互いに参照できるようにすべきである。『六藝略』について言えば、論語・孝経・小学の三門は六藝に含まれていない。つまり六藝と言いつつ実際には九類が存在しているのであつて、これはすなわち経書の軽重の量りとなる様な一つの基準である。

右十二の八

【訳注】

一 「弟子職一篇」は『漢書』藝文志・六藝略・孝経類に収められており、その應劭注は「管仲所作、在管子書」とする。また沈欽韓『漢書疏證』は「今爲管子第五十九篇。鄭曲禮注引之、蓋漢時單行」とする。『管子』は、『漢書』藝文志に於いて道家に分類されているが、『隋書』經籍志以降は法家に属しており、『國史經籍志』でも法家に分類される。

二 「古人裁篇别出之法」、「其説已見於前」については「別裁」第四を参看のこと。

三 「管子」弟子職に「先生施教、弟子是則。温恭自虚、所受是極。

見善従之、聞義則服。溫柔孝悌、毋驕恃力。……此一不解、是謂學則」とある様に、「弟子職」は「先生施教、弟子是則」、すなわち先生の教えに対する弟子の行動規範が示されており、それは弟子の守るべき「學則」である。その行動規範は儒教的側面と強く結びついているが故に、『漢書』芸文志では「弟子職」が別裁されて孝経類に分類されているのであろう。

四 陳振孫『直齋書録解題』小学類に「小爾雅一卷、漢志有此書、亦不著名氏。唐志有李軌解一卷。今館閣書目云、孔鮒撰。蓋即孔叢子第十一篇也。……當是好事者鈔出別行」とある。

五 『漢書』藝文志・六藝略に「六藝之文、樂以和神、仁之表也。詩以正言、義之用也。禮以明體、明者著見、故無訓也。書以廣聽、知之術也。春秋以斷事、信之符也。五者、蓋五常之道、相須而備、而易爲之原。故曰「易不可見、則乾坤或幾乎息矣」。言與天地爲終始也。至於五學、世有變改、猶五行之更用事焉。……序六藝爲九種（六藝の文、樂は以て神を和ぐ、仁の表なり。詩は以て言を正しくす、義の用なり。禮は以て體を明らかにす、明らかなる者は著見す、故に訓無きなり。書は以て聽を廣くす、知の術なり。春秋は以て事を斷ず、信の符なり。五者は、蓋し五常の道にして、相

い須ちて備わる、而して易之が原為り。故に曰く「易見るべからざるは、則ち乾坤或いは息むに幾し」と。天地と終始を為すを言うなり。五學に至りては、世よ變改有り、猶お五行の更も事を用うるがごとし。……六藝に序して九種と為す」とある。

【原文】

裁篇別出之法、『漢志』僅存見於此篇、及「孔子三朝」篇之出『禮記』而已<sup>〔注一〕</sup>。充類而求、則欲明學術源委、而使會通於大道<sup>〔注二〕</sup>、舍是莫由焉。且如敘天文之書、當取『周官』保章<sup>〔注三〕</sup>・『爾雅』釋天・鄒衍言天<sup>〔注四〕</sup>・『淮南』天象諸篇<sup>〔注五〕</sup>、裁列天文部首、而後專門天文之書、以次列爲類焉。則求天文者、無遺憾矣。敘時令之書、當取『大戴禮』夏小正篇<sup>〔注六〕</sup>・『小戴記』月令篇<sup>〔注七〕</sup>・『周書』時訓解諸篇<sup>〔注八〕</sup>、裁列時令部首、而後專門時令之書、以次列爲類焉。敘地理之書、當取『禹貢』・『職方』・『管子』地圓・『淮南』地形・諸史地志諸篇、裁列地理部首、而後專門地理之書、以次列爲類焉。則後人求其學術源流、皆可無遺憾矣。『漢志』存其意、而未能充其量、然賴有此微意焉。而焦氏乃反糾之以爲謬、必欲歸之『管

子』而後已焉、甚矣校讎之難也。

右十二之九

【訓読文】

裁篇別出の法、『漢志』僅かに此の篇、及び「孔子三朝」篇の『禮記』より出づるに存見するのみ。類を充てて求むるに、則ち學術の源委を明らかにし、大道に會通せしめんと欲すれば、是を舍けば由る莫し。且如天文の書を叙すれば、當に『周官』の保章、『爾雅』釋天、鄒衍の言天、『淮南』天象の諸篇を取りて、天文の部首に裁ちて列べ、而る後に專門天文の書、以て列に次いで類と為すべし。則ち天文を求むる者、遺憾無し。時令の書を叙すれば、當に『大戴禮』夏小正の篇、『小戴記』月令の篇、『周書』時訓解の諸篇を取りて、時令の部首に裁ちて列べ、而る後に專門時令の書、以て列に次いで類と為すべし。地理の書を叙すれば、當に『禹貢』・『職方』・『管子』地圓・『淮南』地形・諸史地志の諸篇を取りて、地理の部首に裁列し、而る後に專門地理の書、以て次いで列べ類と為すべし。則ち後人の其の學術の源流を求むるは、皆遺憾無かるべし。

『漢志』其の意を存するも、未だ其の量を充たす能わず、然れども頼いに此の微意有り。而れども焦氏乃ち反つて之を糾し以て謬と為し、必ずや之を『管子』に帰せんと欲して而る後に已む、甚しきかな校讎の難きや。

右十二之九

【現代語訳】

裁篇別出の方法は、『漢書』藝文志中では先に見た『弟子職』『小爾雅』の例と、『大載禮記』から「孔子三朝」の篇が取り出されているのみである。このことを類推すれば、學術の源委を明らかにし、大道に合致しようとするのであれば、この方法（すなわち別裁の方法）以外にはない。天文の部立てをする際には、『周官』の保章、『爾雅』釋天、鄒衍の言天、『淮南』天象の諸篇を別裁して、天文の類の先頭に載せ、その後に専門の書を列挙すべきである。そうしたならば天文に関する書物を求めるものは、不満を残すことはない。時令の部立てをする際には、『大戴禮』夏小正の篇、『小戴記』月令の篇、『周書』時訓解の諸篇を別裁して、時令の類の先頭に載せ、その後に専門の書を列挙すべきであ

る。同じように地理の部立てをする際には、『禹貢』・『職方』・『管子』地圓・『淮南子』地形・諸史地志の諸篇を別裁して、地理の類の先頭に載せ、その後に専門の書を列挙すべきである。そうすれば後代その學術の源流を求めようとしても、不満を残すことはない。『漢書』藝文志には既にこの方法がとられている。ただし『漢書』藝文志は考えることが充分につくされていない。それでも幸いにこの僅かな意図は残っているのである。しかし焦竑は（そのことを理解せずに）検討違いに正し、『漢書』藝文志に於いて『弟子職』が孝経類に分類されていることを誤りだとして、單純に管子に帰属してそのまま終わってしまったのである。嗟乎なんと校讎の難しいことよ。

右十二の九

【訳注】

- 一 『孔子三朝』篇は『漢書』藝文志では『論語』類に別裁として附されている。『校讎通義』「別裁」第四を参看のこと。
- 二 『易經』繫辭上に「聖人有以見天下之動、而觀其會通、以行其典禮」とあり、その孔疏は「觀看其物之會合變通」とする。

三 『周禮』春官・保章氏に「保章氏掌天星、以志星辰日月之變動、以觀天下之遷、辨其吉凶」とあり、鄭玄は「志古文識。識記也。星謂五星。辰日月所會。五星有贏縮、圓角。日有薄食・暈珥。月有盈虧朏側匿之變。七者右行・列舍、天下禍福變移所在皆見焉」とする。

四 『史記』孟軻傳に「其後有騶子之屬。齊有三騶子。……其次騶衍、後孟子。騶衍睹有國者益淫侈、不能尚德、若大雅整之於身、施及黎庶矣。乃深觀陰陽消息而作怪迂之變、終始大聖之篇十餘萬言。其語闕大不經、必先驗小物、推而大之、至於無垠。先序今以上至黃帝。學者所共術、大竝世盛衰、因載其禡祥度制、推而遠之、至天地未生、窈冥不可考而原也。先列中國名山・大川・通谷・禽獸・水土所殖、物類所珍、因而推之、及海外人之所不能睹。稱引天地剖判以來、五德轉移、治各有宜、而符應若茲。……中國外如赤縣神州者九、乃所謂九州也。於是有裨海環之、人民禽獸莫能相通者。如一區中者、乃爲一州。如此者九、乃有大瀛海環其外、天地之際焉。其術皆此類也」とある様に、騶衍の理論は吉凶の前兆や、名山・大川の類が天意と一致していることを説くものである。また騶衍の理論に対しては「騶衍之術、迂大閎辯（騶衍の術は、迂大にして閎辯）」（史記荀卿傳）、また「故

齋人頌曰、談天衍、雕龍奭、炙轂過髡（故に齋人頌して曰く、天を談するの衍、龍を雕るの奭、轂過を炙るの髡）」（史記荀卿傳）との言及があり、『集解』は劉向『別録』の「騶衍之所言五德終始、天地廣大、盡言天事、故曰談天。騶奭脩衍之文、飾若雕鏤龍文、故曰雕龍」を引く。

五 章學誠の言う「淮南」天象」は「淮南子」天文訓を指す。そこに附された高融注は天文という名称について「文者象也。天先垂文象日月五星及彗孛、皆謂以謹告一人。故曰天文」と言及する。

六 『直齋書錄解題』時令類に「夏小正傳」四卷、漢戴德撰。山陰傅崧卿注。此書本在『大戴禮』、鄭康成注『禮運』夏時曰、夏四時之書也。其存者有『小正』。後人於『大戴禮』鈔出別行」とある。

七 『禮記』月令に附された正義は、鄭玄『目錄』の「月令者、以其記十二月政之所行也。本呂氏春秋十二月紀之首章也、以禮家好事抄合之」を引く。

八 「時訓解」は『逸周書』の第五十二篇に存する。『史通』六家の尚書家には「至若職方之言、與周官無異、時訓之說、比月令多同、斯百王之正書、五經之別録者也（職方の言、周官と異なる無く、時訓の說、月令に比べ同じき）」と多き

の若きに至りては、斯れ百王の正書、五経の別録なる者なり」とある。

【原文】

或曰、裁篇別出之法行、則一書之内、取裁甚多、紛然割裂。恐其破碎支離而無當也。答曰、學貴專家、旨存統要。顯著專篇、明標義類者、專門之要、學所必究、乃掇取於全書之中焉。章而釀之、句而釐之、牽率名義、紛然依附、則是類書纂輯之所爲〔注二〕、而非著録源流之所貴也。且如韓非之「五蠹」「說林」〔注三〕、董子之「玉杯」「竹林」〔注三〕、當時竝以篇名見行於當世、今皆會萃於全書之中。則古人著書、或離或合。校讎編次、本無一定之規也。「月令」之於『呂氏春秋』、「三年問」「樂記」「經解」之於『荀子』〔注四〕、尤其顯焉者也。然則裁篇別出之法、何爲而不可以著録乎。

右十二之十

【訓読文】

或ひと曰く、裁篇別出の法行われば、則ち一書の内、取りて裁すこと甚だ多く、紛然割裂たり。恐らく

は其れ破碎支離にして当無きなりと。答えて曰く、學は專家を貴び、旨は統要を存せん。專篇顯著、義類を明標するは、専門の要にして、學の必究する所なれば、乃ち全書の中より掇取す。章にして之を釀ち、句にして之を釐け、名義を牽率し、紛然として依附するは、則ち是れ類書纂輯の爲す所にして、著録源流の貴ぶ所に非ず。且つ韓非の「五蠹」「說林」、董子の「玉杯」「竹林」の如きは、當時並びに篇名を以て当世に行わるるも、今皆全書の中に會萃せらる。則ち古人の著書、或いは離れ或いは合す。編次を校讎するは、本より一定の規無きなり。「月令」の『呂氏春秋』に於けるや、「三年問」「樂記」「經解」の『荀子』に於けるは、尤も其の焉に顕たる者なり。然らば則ち裁篇別出の法、何れぞ著録を以てすべからざるやと。

右十二之十

【現代語訳】

或ひと云う、裁篇別出の方法が行われたのであれば、一つの書物の中から裁たれた篇が非常に多くなり、紛らわしく乱雑なものとなる。そうなると一貫性の無い

支離滅裂なものになってしまい書物として適当ではない、と。答えて云う、學術はそれぞれの專家を尊び、その旨は要点を統べまとめ系統立てることにある。専門の篇をしつかりと表し、義類を表明することは専門の要であり、その学問が必ず探求する所であるので、全書の中から別出として採録するのである。章や句単位で裁ち、名義ばかりにこだわり、紛らわしくその類目に付け加えることは、類書の編纂方法であつて、著録の源流を究明する学問が尊ぶようなものではない。韓非子の『五蠹』『説林』や、董仲舒の『玉杯』『竹林』はどちらも、先ず其の篇ごとに裁たれたものが流伝したのであるが、今は全書の中に収められている。これはすなわち古人の著書は、離合を繰り返していくといふことであつて、校讎の体例にはもともと一定の規範は存在しないということである。『禮記』月令の『呂氏春秋』との関係や、『三年問』『樂記』『經解』の『荀子』との関係は、その最も顕著な例である。そうであるならば裁篇別出の方法は、どうして著録を対象としないことがあるのか、と。

右十二の十

【訳注】

一 類書の編纂方式については、『四庫提要』子部・類書類に「類事之書、兼收四部、而非經、非史、非子、非集、四部之内、乃無類可歸。……此體一興、而操觚者易於檢尋、注書者利於剽竊。輾轉稗販、實學頗荒(類事の書は、四部を兼ね収む、而れども經に非ず、史に非ず、子に非ず、集に非ず、四部の内、乃ち類の帰するべき無し。……此の体一たび興りて、而して觚を操る者は檢尋に易く、書に注する者は剽竊に利あり。輾轉として稗販し、実に学頗る荒む)」とある。

二 『史記』韓非傳に「悲廉直不容於邪枉之臣、觀往者得失之變、故作孤憤・五蠹・内外儲・説林・説難、十餘萬言。……人或傳其書至秦。秦王見孤憤・五蠹之書曰、嗟乎、寡人得見此人與之游、死不恨矣。李斯曰、此韓非之所著書也」とある様に、當時は孤憤・五蠹等の篇が独立して流伝していたことがうかがえる。なお、「五蠹」は『韓非子』中に第四十九篇として、「説林」は第二十三・二十四篇として収められている。

三 『漢書』董仲舒傳に「仲舒所著、皆明經術之意、及上疏條教、凡百二十三篇。而說春秋事得失、聞舉、玉杯・蕃露・清明・竹林之屬、復數十篇、十餘萬言、皆傳於後世」とあり、そ

の顔師古注は「皆其所著書名」とする。なお「玉杯」「竹林」は『春秋繁露』中に取められている。

四 『呂氏春秋』十二期月令を指す。「禮記」月令は『呂氏春秋』の引き写しとされる。このことについて「禮記」正義は鄭玄『目錄』の「月令者、以其記十二月政之所行也。本呂氏春秋十二月紀之首章也。以禮家好事抄合之、後人因題之、名曰禮記。言周公所作、其中官名時事、多不合周法。此於別錄、屬明堂陰陽記」を引く。また孔疏は「按呂不韋集諸儒士著爲十二月紀、合十餘萬言、名爲呂氏春秋。篇首皆有月令。與此文同。是一證也。又周無大尉、唯秦官有大尉。而此月令云乃命大尉、此是官名不合周法。二證也。又秦以十月建亥爲歲首、而月令云爲來歲授朔日。即是九月爲歲終十月爲授朔。此是時不合周法。三證也。又周有六冕、郊天迎氣、則用大裘乘玉輅、建大常日月之章。而月令服飾車旗並依時色。此是事不合周法。四證也」とする。

五 『禮記』の「三年問」「樂記」は、それぞれ「荀子」の「禮論」「樂論」とほぼ同様のものである。『禮記』経解の「繩墨誠陳、不可欺以曲直。規矩誠設、不可欺以方圓。君子審禮、不可誣以姦詐。是故隆禮由禮、謂之有方之士。不隆禮不由禮、謂之無方之民」の箇所は、『荀子』禮論とほぼ同一の文である。

【原文】

焦竑以『漢志』『高祖』『孝文』二傳入儒家爲非、因改入於制詔<sup>〔注二〕</sup>。此說似矣。顧制詔與表章之類<sup>〔注三〕</sup>、當歸故事而附次於尚書<sup>〔注三〕</sup>。焦氏以之歸入集部、則全非也。

右十二之十二

【訓読文】

焦竑『漢志』の『高祖』『孝文』二傳を儒家に入るを以て非と爲し、因りて改めて制詔に入る。此の説似るなり。顧制詔と表章の類は、當に故事に歸して尚書に附次すべし。焦氏之を以て歸して集部に入るは、則ち全く非なり。

右十二之十二

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『高祖傳』『孝文傳』の二つの伝が儒家に収められていることを誤りとみなし、改めて制詔類に収めた。この説は比較的好い。ただし制詔と表章の類は、故事類に帰属させて尚書類に

続いて収めるべきである。焦竑がこれらを集部に収めたのは、全くの誤りである。

右十二の十二

【訳注】

一 「糾繆」に「高祖傳孝友傳入儒非、改制詔」とある。  
二 『校讎通義通解』田映曦の補注が「顧、発語詞」とするのに従う。

三 このことについては『校讎通義』卷二「補校漢藝文志第十」、並びに卷二「鄭樵誤校漢志第十一」を参照のこと。

【原文】

焦竑以『漢志』『管子』入道家爲非、因改入於法家〔注二〕。其説良允。又以『尉繚子』入雜家爲非、因改入於兵家〔注二〕。則鄭樵先有是説〔注三〕、竑更申之。按『漢志』『尉繚子』、本在兵形勢家、書凡三十一篇。其雜家之『尉繚子』、書止二十九篇、班固又不著重複併省、疑本非一書也〔注四〕。

右十二之十三

【訓読文】

焦竑『漢志』の『管子』を道家に入るを以て非と爲し、因りて改めて法家に入る。其の説良に允れり。又た『尉繚子』を雜家に入るを以て非と爲し、因りて改めて兵家に入る。則ち鄭樵先ず是の説有りて、竑更に之を申ぶ。按ずるに『漢志』の『尉繚子』は、本もと兵形勢家に在りて、書は凡て三十一篇。其れ雜家の『尉繚子』、書は止だ二十九篇、班固又た重複併省を著わさず、疑うらくは本より一書に非ざるなり。

右十二之十三

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志に於いて『管子』が道家に収められていることを誤りとみなし、改めて法家に収めた。この説は当たっている。また『漢書』藝文志が『尉繚子』を雜家に収めていることを誤りとみなし、改めて兵家に収めた。これは先に鄭樵が行ったことで、焦竑はその説を更に進めたのである。ただし、考えるに『漢書』藝文志に収められている『尉繚子』は、もとは兵形勢家に属しているものであって、その書は

三十一篇である。雑家に収められている『尉繚子』は二十九篇に留まる。班固はこの箇所重複に関する互注を附していないのであつて、この二書は同一の書ではないのかもしれない。

右十二の十三

【訳注】

一 「糾繆」に「管子入道家非、改法家」とある。

「糾繆」に「尉繚子入雑家非、改兵家」とある。

二 「通志」校讐略・見名不見書論に「尉繚子」兵書也。班固以為諸子類、置於雑家、此之謂見名不見書。隋唐因之、

至「崇文目」始入兵書類」とある。

三 このことについて『四庫提要』子部兵家類は「周尉繚撰。

其人當六國時、不知其本末。或曰魏人、以天官篇有梁惠王

問知之。或又曰齊人、鬼谷子之弟子。劉向別録又云、繚爲

南君學。未詳孰是也。漢志雑家有尉繚二十九篇、隋志作五卷、

唐志作六卷、亦竝入於雑家。鄭樵譏其見名而不見書、馬端

臨亦以爲然。然漢志兵形勢家内實別有尉繚三十一篇。故胡

應麟謂兵家之尉繚、即今所傳、而雑家之尉繚、竝非此書、

今雑家亡、而兵家獨傳。鄭以爲孟堅之誤者、非也。特今書

止二十四篇、與所謂三十一篇者、數不相合。則後來已有所亡佚、非完本矣（周の尉繚撰。其の人六國の時に當るも、其の本末を知らず。或ひと曰く魏人なり、天官篇に梁惠王の問有るを以て之を知ると。或ひと又た曰く齊人なり、鬼谷子の弟子なりと。劉向の別録に又た云う、繚は南君の学を爲すと。未だ孰れか是なるかを詳かにせず。漢志の雑家に尉繚二十九篇有り、隋志は五卷に作り、唐志は六卷に作り、亦た並びに雑家に入る。鄭樵其の名を見るも書を見ざるを譏り、馬端臨も亦た以て然りと爲す。然れども漢志の兵形勢家内には別に尉繚三十一篇有り。故に胡應麟兵家の尉繚は、即ち今伝うる所にして、雑家の尉繚は、並びに此の書に非ず、今雑家亡びて、兵家独り伝わると謂う。鄭以て孟堅の誤と爲すは、非なり。特だ今の書は止だ二十四篇にして、所謂三十一篇なる者と、数相い合せず。則ち後來已に亡佚する所有りて、完本に非ざるなり」とする。

【原文】

焦竑以『漢志』『山海經』入形法家爲非、因改入於地理<sup>〔注二〕</sup>。其言似矣。然『漢志』無地理專門、以故類例無所附耳。竊疑蕭何收秦圖籍<sup>〔注三〕</sup>、西京未亡、劉歆

自可訪之掌故、乃缺而不載、得非疎歟。且班固創『地理志』、其自注郡縣之下、或云秦作某地某名、即秦圖籍文也。<sup>〔注三〕</sup>西京奕世、及新莽之時、地名累有更易。見於志注。<sup>〔注四〕</sup>當日必有其書、而史逸之矣。至地理與形法家言、相爲經緯。説已見前。<sup>〔注五〕</sup>不復置論。

右十二之十四

【訓読文】

焦竑『漢志』の『山海經』を形法家に入るるを以て非と爲し、因りて改めて地理に入る。其の言似たり。然れども『漢志』に地理の専門無く、故を以て類例附する所無きのみ。竊かに疑うらくは蕭何の収むる秦の図籍は、西京未だ亡びず、劉歆自ら訪ぬべきの掌故、乃ち缺して載せず、疎に非ざるを得んや。且つ班固地理志を創り、其れ自ら郡縣の下に注して、或いは秦は某地某名に作ると云う、即ち秦の図籍の文なり。西京奕世、及び新莽の時、地名累りに更易する有り。志注に見ゆるは、当日必ず其の書有り、而れども史之を逸す。地理と形法家との言に至りては、相い經緯を爲すべし。説は已に前に見ゆ、復た論を置かず。

右十二之十四

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志が『山海經』を形法家に収めていることを誤りとみなし、改めて地理類に収めた。このことは比較的よい。しかしながら『漢書』藝文志には地理類に相当するような分類は存在しないので、『山海經』を附す適切な場所が無かっただけである。考えるに蕭何が収めたところの秦の図籍は、前漢に於いてもまだ滅亡しておらず、劉歆が探し求めた典章や制度は削られて採録されていない。このことは疎略ではないと言えることができようか。そして班固は『漢書』地理志を作り、その郡縣の下に附した自注に、例えば秦時は某地某名であったとあるが、これはすなわち秦時の図籍に附された文の引用である。前漢及び新時は、地名が度々変更された。このことは地理志の注に示されている。(ということは)その当時必ず地理の専門書が存在していたということであるが、史官がこの書を逸してしまつたのである。地理と形法の言については、縦糸と横糸が交わるが如く互いに参照でき

る様に互注を附すべきである。このことは既に論じたことであるので、ここで再び論は置かない。

#### 右十二の十四

##### 【訳注】

- 一 「糾繆」に「山海經入刑法非、改地里」とある。
- 二 「史記」蕭相國世家に「蕭相國何者、沛豐人也。……沛公至咸陽、諸將皆爭走金帛財物之府分之。何獨先入收秦丞相御史律令圖書藏之。沛公爲漢王、以何爲丞相。項王與諸侯屠燒咸陽而去。漢王所以具知天下阨塞、戶口多少、彊弱之處、民所疾苦者、以何具得秦圖書也」とある。

- 三 例えば『漢書』地理志の「沛郡」に附された自注「故秦泗水郡。高帝更名。莽曰吾符。屬豫州」や、「河南郡」の自注「故秦三川郡。高帝更名。雒陽戸五萬二千八百三十九。莽曰保忠信郷。屬司隸也」等を指す。

- 四 例えば『漢書』地理志の「潁川郡」に附された自注「秦置。高帝五年爲韓國、六年復故。莽曰左隊。陽翟有工官。屬豫州」や、「九江郡」に附された自注「秦置。高帝四年更名爲淮南國、武帝元狩元年復故。莽曰延平。屬揚州」等を指す。

- 五 このことについては『校讎通義』卷二「補校漢藝文志第十」

を参考のこと。

##### 【原文】

焦竑以『漢志』陰陽・五行・著龜・雜占・形法凡五出爲非、因總入於五行<sup>〔注二〕</sup>。不知五行本之『尚書』<sup>〔注一〕</sup>、而陰陽・著龜本之於『周易』也<sup>〔注三〕</sup>。凡術數之學、各有師承、龜卜著筮、長短不同<sup>〔注四〕</sup>。志竝列之、已嫌其未析也。焦氏不達、概部之以五行、豈有當哉。

#### 右十二之十五

##### 【訓読文】

焦竑『漢志』の陰陽・五行・著龜・雜占・形法の凡そ五たび出だすを以て非と爲し、因りて総て五行に入る。五行之を『尚書』に本づき、而して陰陽・著龜之を『周易』に本づくを知らず。凡そ術數の学は、各おの師承有り、龜卜著筮は、長短同じからず。志並べて之を列すは、已に其の未だ析げざるを嫌するなり。焦氏達せずして、概して之を部するに五行を以てするは、豈に当有らんか。

#### 右十二之十五

【現代語訳】

焦竑は『漢書』藝文志で陰陽・五行・著龜・雜占・形法と五たび出現していることを誤りとみなし、これらを全て五行類に収めた。五行は『尚書』に本づき、また陰陽・著龜は『周易』に本づくということを焦竑は理解していない。術数の学は、師から伝承されていくものであり、龜卜著筮の類は、それぞれに違いが存在している。『漢書』藝文志は陰陽・五行・著龜・雜占・形法を独立させて部立てしているが、それはこの分類がそれぞれに別れていないということを避けたのである。焦氏はその意に達することなく、これらを五行類に一括して収めているが、それが正しいということなどあろうか。

右十二の十五

【訳注】

一 「糾繆」に「陰陽・五行・著龜・雜占・形法・數術、漢互出。今總入五行」とある。

二 『漢書』藝文志・術數略・五行類の小敘に「五行者、五常之形氣也。書云「初一日五行、次二日羞用五事」、言進用五

事以順五行也。貌・言・視・聽・思心、失而五行之序亂、五星之變作。皆出於律曆之數而分爲一者也。其法亦起五德終始。推其極則無不至。而小數家因此以爲吉凶而行於世、附以相亂（五行は、五常の形氣なり。書に云う「初一日に曰く五行、次二に曰く羞んで五事を用う」と、進んで五事を用いて以て五行に順うを言うなり。貌・言・視・聽・思心、失いて五行の序亂れ、五星の變作る。皆な律曆の數に出でて分れて一と爲る者なり。其の法亦た五德終始に起る、其の極を推せば則ち至らざること無し。而して小數家此に因りて以て吉凶を爲して世に行われ、附く以て相い亂る」とあるのに基づく。

三 『漢書』藝文志・術數略・著龜類の小敘に「著龜者、聖人之所用也。書曰「女則有大疑、謀及卜筮」。易曰「定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫善於著龜」、「是故君子將有爲也、將有行也、問焉而以言、其受命也如響。無有遠近幽深、遂知來物。非天下之至精、其孰能與於此」。及至衰世、解於齊戒、而斐煩卜筮、神明不應。故筮瀆不告、易以爲忌、龜厭不告、詩以爲刺（著龜は、聖人の用うる所なり。書に曰く「女則ち大疑有り、謀卜筮に及ぼす」と。易に曰く「天下の吉凶を定め、天下の亹亹を成す者は、著龜より善きは莫し」、「是

の故に君子將に為すこと有らんとするや、將に行うこと有らんとするや、焉に問いて以て言う、其の命を受くるや嚮の如し。遠近幽深有ること無く、遂に來物を知る。天下の至精に非ざれば、其れ孰か能く此に与らん」と。衰世に至るに及んで、斉戒に解りて、婁しば卜筮を煩わすも、神明応ぜず。故に筮瀆なれば告げず、易以て忌むことを為すなり、龜厭なれば告げず、詩以て刺ることを為すなり」とあるの基づく。

四 『春秋左氏傳』僖公四年に「初晉獻公欲以驪姬爲夫人、卜之不吉、筮之吉。公曰、從筮。卜人曰、筮短龜長。不如從長」とあり、その杜預注は「物生而後有象、象而後有滋、滋而後有數、龜象、筮數、故象長數短」とする。